「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力 (地方産機材ノン・プロジェクト無償資金 協力)」及び

「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力 (経済社会開発計画)」の評価 (第三者評価)

報告書

令和 6(2024)年 2 月

評価主任:近畿大学国際学部教授 桑名恵

株式会社 アンジェロセック

はしがき

本報告書は、株式会社アンジェロセックが、令和5年度に外務省から実施を委託された「平成26年度対ヨルダン無償資金協力(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力)」及び「平成28年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)」の評価について、その結果をとりまとめたものです。

日本の政府開発援助(ODA)は、1954年の開始以来、途上国の開発及び時代とともに変化する国際社会の課題を解決することに寄与しており、今日、国内的にも国際的にも、より質の高い、効果的かつ効率的な援助の実施が求められています。外務省は、ODAの管理改善と国民への説明責任の確保という二つの目的から、主に政策レベルを中心とした ODA評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図るとの観点から、外部に委託した第三者評価を実施しています。

本件評価調査は、「平成26年度対ヨルダン無償資金協力(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力)」及び「平成28年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)」を対象に、プロジェクトレベルの評価を行い、今後の類似案件にも活用できる提言を得ること、さらに評価結果を広く公表することで国民への説明責任を果たすことを目的として実施しました。

本件評価は、評価主任(近畿大学国際学部 桑名恵教授)、株式会社アンジェロセックで構成される評価チームが実施しました。評価主任である桑名教授には、評価作業全体を総括・指導いただきました。また、国内調査及び現地調査の際には、外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、現地 ODA タスクフォース関係者はもとより、現地政府機関や NGO・企業関係者からも多大なご協力をいただきました。ここに謝意を表します。

最後に、本報告書に記載した見解は、本件評価チームによるものであり、日本政府 の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

令和 6 年 2 月 株式会社アンジェロセック

「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力) の評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

•評価主任 : 桑名 恵 近畿大学国際学部教授

コンサルタント : 株式会社アンジェロセック

評価対象期間 : 平成 26 年度

評価実施期間 : 2023 年 7 月~2024 年 2 月

現地調査国 : ヨルダン



血管撮影装置、X線透視撮影装置

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「平成26年度対ヨルダン無償資金協力(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力)」(以下、「平成26年度地方産機材ノンプロ無償」という)(供与額:10億円)を対象にプロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の類似案件にも活用できる提言を得ること、また、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

平成26年度地方産機材ノンプロ無償は、東日本大震災の被災地を含む地方で生産される医療機材を供与することにより、多数のシリア難民の受入れなどに伴い増加したヨルダン政府の財政負担を軽減するとともに、これら日本の地方産医療機材に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、地域経済の活性化及び被災地の復興に貢献することを目的に実施された。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

シリア危機の影響を受け、ヨルダン政府は国家開発目標やシリア難民対応計画などにおいて、保健 医療分野を重点分野の一つとして位置付けており、本案件はそれら計画において示されるニーズと合 致している。また、日本政府は、平和と安定の確保のための中東地域への支援の一環として、日本の 高度な医療技術を生かした協力を推進しているほか、対ヨルダン援助方針においては、保健医療分野 の支援を含む「貧困削減・社会的格差の是正」を重点分野に位置づけていることから、本案件は日本政 府の外交政策及び開発協力政策とも整合している。

さらに、東日本大震災から3年が経過した本案件実施当時、日本政府は、海外の成長市場の活力を取り込んだ日本経済の基盤の強化や官民連携による日本企業の海外展開を推進しており、本案件が日本の地方で生産された機材を供与する地方産機材ノンプロ無償として採択されたことは妥当であったと言える。

本案件の計画段階においては、要請から交換公文(E/N)締結までの間に両国政府間で供与内容の変更が合意された。それら協議記録は残されておらず、具体的な変更経緯を確認することができなかったが、本案件の計画段階における業務は外務省の経済社会開発計画(旧ノン・プロジェクト無償資金協力(以下、「ノンプロ無償」という))の標準的実施体制に基づき、標準的業務フローに沿って遅延なく遂行された。

(評価結果:高い)

(2) 結果の有効性

本案件の実施・モニタリング段階においては、標準的業務フローに沿って問題なく業務が遂行され、 資金供与は金額・時期ともに計画どおり実施された。政府間協議会において選定された要請機材は、 日本の地方または東日本大震災の「特定被災区域」を主な製造地とする条件の下で、競争入札を経て 調達された後、ヨルダン国内の 4 病院に納入された。そこでは、納入時の初期操作指導に加え、納入 後も現地代理店による追加的なトレーニングが実施されるなど、機材の適切な使用と維持・保守管理の ための主体的な取組が見られた。他方、現地報道は E/N 署名に関する内容にとどまっており、引渡し 式の未実施に伴い機材納入に係る報道はされなかったところ、現地における日本の地方産機材のプロ モーションには一部課題があったと言える。

本案件では、高度な維持・保守管理を必要とする一部の機材について最長 3 年間の保証期間が設定されたが、保証期間満了後もヨルダン保健省(MOH)の予算によって現地代理店との保守管理契約が更新されている。納入機材はいずれも現在に至るまで正常に稼働しており、特に低中所得層の患者を受け入れる政府病院において日常的に使用されている。

(評価結果:高い)

*(注)レーティング:極めて高い/高い/一部課題がある/低い

評価結果に基づく提言

(1) 引渡し式の実施と効果的な広報活動

本案件では、E/N 締結に関して英語・アラビア語の両言語による現地報道がされたが、機材の引渡し式は実施されておらず、実施段階においては現地報道が一度も為されなかった。機材納入の完了は2018年であり、新型コロナウイルス感染症の流行以前であったことからも、引渡し式の実施は可能であったと考えられる。

日本製機材のプロモーションや日本企業の海外展開を目的の一つとする経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)においては、日本の支援に関する効果的な広報の実施が重要であり、その広報効果の発現を高めるためにも、引渡し式の確実な実施に向けた検討が為されることが望ましい。本案件のように複数回にわたって調達が行われる場合には、パッケージごとに引渡し式を実施することも考えられる。

(2) 文書記録の保存

本案件では、要請時点から E/N 締結までの間に支援内容の大幅な変更があったが、通常、E/N 締結以前の協議に関しては公文書の記録が必要とされておらず、電話やメールなどによる先方政府との日常的な意見交換の記録についても、一定期間を過ぎると破棄されることとなっている。そのため、本案件の内容に関する変更経緯や合意根拠についても、本評価調査を通じて確認できなかった。しかし、効果的な第三者評価を実施するためには、特に重大な決定や変更事項について、合意内容とその経緯を可能な限り文書として記録するとともに、その保存期間についても見直されることが望ましい。

加えて、PDCA サイクルに基づいて ODA を実施するに当たり、案件を通じて得られた成功点や改善点、反省点などを教訓として記録し、案件実施から数年が経過した後もそれらの追跡を可能にすることにより、後の案件実施にいかすことが重要である。

「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)」の評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

•評価主任 : 桑名 恵 近畿大学国際学部教授

・コンサルタント: 株式会社アンジェロセック *(注)治安対策の秘匿性の観点から、 **評価対象期間**: 平成 28 年度 本案件に関連する写真の公開は控える。

評価実施期間 : 2023 年 7 月~2024 年 2 月

現地調査国 : ヨルダン

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「平成28年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)」(以下、「平成28年度経済社会開発計画」という)(供与額:10億円)を対象にプロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の類似案件にも活用できる提言を得ること、また、国民への説明責任を果たすことを目的として実施された。

平成 28 年度経済社会開発計画は、日本で製造された治安対策機材を供与することにより、治安対策分野における能力向上を図り、もってヨルダンの安定化のための支援を通じた同国の経済社会開発及び日本企業の海外展開の支援に寄与することを目的に実施された。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

本案件が実施された2016年は、ヨルダン国内におけるテロ事件発生件数が過去最多の年であり、 同国内における治安対策への緊張が著しく高まった時期であった。シリアやイラクなどの周辺国における紛争やテロの脅威がヨルダンにも波及する中、同国政府は、憲法に基づく国家の安全保障を開発目標における重点分野の一つとし、国境治安対策の向上のための取組を強化した。かかる状況の下で計画された本案件は、治安対策に関するヨルダン政府の開発計画やニーズに整合している。

また、原油の8割以上を中東地域からの輸入に依存する日本は、同地域との経済面における協力に加え、安全保障を含む多層的な関係の構築を目指しており、中東和平に向けてヨルダンが穏健派として安定を維持していくよう支援することとしている。同国の平和と安定に資する支援として実施された本案件は、日本の中東外交及び対ヨルダン開発協力政策にも合致している。さらに、治安対策の強化が急務である当時の状況下において、機動性や迅速性を特徴とする経済社会開発計画を採択したことは妥当であったと言える。

(評価結果:高い)

(2) 結果の有効性

本案件の実施・モニタリング段階においては、標準的業務フローに沿って問題なく業務が遂行され、 資金供与は金額・時期ともに計画どおり実施された。政府間協議会で要請機材が確定された後、競争 入札によってシステム開発のための要件定義(R/D)策定業者が選定され、実施機関/エンドユーザーとの協議を経てシステム開発が行われた。その後、システム及び機材の納入業者との契約が締結され、対象サイトへの治安対策機材の納入が円滑に実施された。

本案件では、無償資金協力の標準的な業務フローに基づき 1 年間の保証期間が設定されたが、予算確保の問題から保証期間満了後の保守管理契約の更新は行われておらず、ハード面の機材の維

持・保守管理は実施機関/エンドユーザーの技術チームが対応している。現在に至るまで大きな機材トラブルは発生しておらず、納入機材は対象の3サイトにおいて問題なく稼働している。これら機材の導入により、監視体制が強化されるとともに、担当官の業務効率が改善された。

治安対策の秘匿性に鑑み、本案件に関するいかなる情報も現地にて報道されなかったが、本案件の契約業者の治安対策機材は、ヨルダンにおいてその品質の高さで広く認知されている。また、国境設備の一貫性を確保する観点から、本案件に続いて日本の ODA 事業を通じた国境検問所への治安対策機材の導入が継続的に実施されていることから、ヨルダンの治安対策分野における日本のプレゼンスは高く、重要な役割を果たしていると言える。

(評価結果:高い)

*(注)レーティング:極めて高い/高い/一部課題がある/低い

評価結果に基づく提言

(1) 維持・保守管理費の支援

本案件の納入機材は、年間に機材費の 10~15%の維持・保守管理費用を要するところ、実施機関 /エンドユーザーの予算の都合により、現地代理店との保守管理契約が更新されていない。機材その ものに関するハード面のトラブルには実施機関/エンドユーザーの技術チームによる対応が可能であ るが、ソフト面の問題への対応には契約業者とのサポート契約が必要であると認識されている。

日本の ODA は、相手国の自助努力の促進を重視する側面を有する一方で、本案件のように相手国の財政負担の軽減を目的とする場合、1 年間の保証期間に限らず、一定程度の期間について維持・保守管理費用を無償資金協力の予算に含めることも検討の余地がある。

(2) 調達手続実施要領(ガイドライン)の見直し

経済社会開発計画における調達は、「ノン・プロジェクト無償資金協力に係る調達手続実施要領(ガイドライン)」(平成 17 年 9 月)に従って実施されるが、同ガイドラインが策定されてから既に 20 年近くが経過し、名称の変更なども生じていることから、ガイドラインを改訂の上、改めて関係者に周知する時期にあると考えられる。

目次

対象国の地図(ヨルダン)	
第1章 評価の実施方針	1
1. 評価の背景・目的	1
2. 評価の対象	1
3. 評価の方法	1
(1) 評価の枠組み	1
(2) 文献調査	3
(3) 国内調査	3
(4) 現地調査	3
(5) 評価判断及び提言の検討	4
4. 実施体制	4
第2章 評価対象の概要	5
1. 対象国の概要	5
2. 対象案件の概要	6
(1) 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償	6
(2) 平成 28 年度経済社会開発計画	
第 3 章 評価結果	11
1. 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償	11
(1) 計画の妥当性	11
(2) 結果の有効性	22
2. 平成 28 年度経済社会開発計画	32
(1) 計画の妥当性	32
(2) 結果の有効性	41
第 4 章 提言	47
1. 在外公館に対する提言	47
(1) 引渡し式の開催と効果的な広報	47
2. 在外公館及び外務本省に対する提言	
(1) 文書記録の保存	47
3. 外務本省に対する提言	
(1) 維持・保守管理費の支援	48
(2) 調達手続実施要領(ガイドライン)の見直し	48

対象国の地図(ヨルダン)

ヨルダン(Jordan)

面積:8.9 万平方キロメートル

人口:1,128.6 万人(2022 年世界銀行)

首都:アンマン

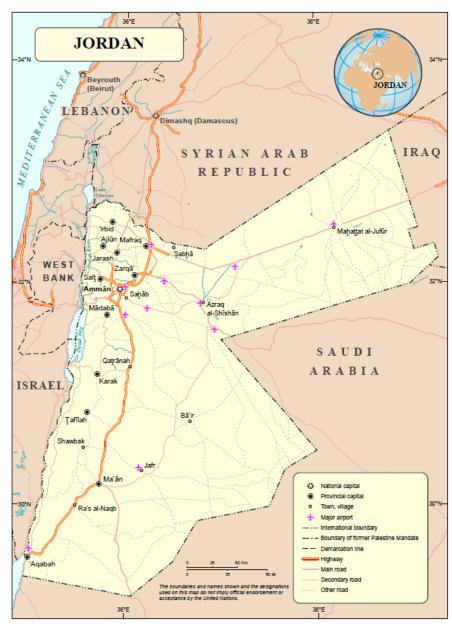
言語:アラビア語(英語も通用)

宗教:イスラム教(93%)、キリスト教(7%)

一人当たり GDP: 4,204.5 米ドル(2022 年世界銀行)



(出所:外務省ホームページ)



(出所: UN Geospatial Information (2018年))

第1章 評価の実施方針

1. 評価の背景・目的

無償資金協力のうち、詳細な調査を伴う施設建設や機材調達の実施に必要な業務をJICAが行う一方、外交政策の遂行上の判断と密接に関連して機動的に実施する必要があるものは、実施のための必要な業務を外務省が行い、開発途上地域の政府などの調達代理機関(調達代理方式)や国際機関(国際機関連携方式)、または非営利団体(NGOなど)が調達を行っている。

政府開発援助(ODA)の評価は、ODA の活動を検証し、その結果として得られた提言を ODA 政策及び実施過程にフィードバックすることで、ODA の質の向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすことを目的に実施される。外務省が実施する ODA 評価では、開発のみならず外交の視点からの評価も重視し、ODA の供与が日本の外交・国益にとって如何なる意義があるのかという国民の関心に対して、分かりやすく説明することが不可欠である。

ODA の PDCA サイクルを一層強化するため、平成 29 年度 ODA 評価から、外務 省が実施する無償資金協力についても、10 億円以上の案件を対象に第三者評価を 実施することとしている。令和 5 年度においては、平成 25 年度以降に交換公文(E/N)を締結した案件のうち、10 億円以上の供与額で事業が完了しているものから、供 与先国の治安情勢や現地調査受入れ事情などを勘案し、「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力)」(以下、「平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償」という)及び「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)」(以下、「平成 28 年度経済社会開発計画」という)を対象として評価を 実施した。本評価は、対象の 2 案件についてプロジェクトレベルの評価を行い、今後の 類似案件にも有用な提言を導き出すことを目的として実施されたものである。

2. 評価の対象

- 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償
 - :供与額 10 億円/X 線透視撮影装置、MRI、血管撮影装置など
- 平成 28 年度経済社会開発計画
 - :供与額 10 億円/治安対策機材など

3. 評価の方法

本評価調査は、令和5年7月から令和6年2月にかけて実施した。

(1) 評価の枠組み

本評価対象の2案件について、外務省からの提供資料及びインターネット上の公開情報を整理し、本評価における「評価の枠組み」を表 1-1 及び表 1-2 のとおり作成し

た。評価基準は、「ODA 評価ガイドライン(2021 年 6 月)」及び「ODA 評価ハンドブック(2023 年 2 月)」に準拠し、「計画の妥当性」と「結果の有効性」の 2 つとした。

表 1-1 評価の枠組み(要約版)(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

評価 基準				評価設問
	1-1	目的の関連性	1-1-1	ョルダンの開発ニーズ及び開発政策との関連性
			1-1-2	日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性
	1-2	計画された	1-2-1	ヨルダン政府の医療分野に関する開発計画及び活動
_		事業内容の		との整合性
1		整合性	1-2-2	ヨルダンに対する日本の外交や医療分野における開
計画				発協力のための計画及び活動との整合性
の	1-3	計画された	1-3-1	ノン・プロジェクト無償資金協力(以下、「ノンプロ無償」
妥当		実施体制の		という)に関し日本政府が想定する標準的実施体制・
性		適切性		業務フローとの整合性
			1-3-2	ヨルダン政府機関の医療分野に関する実施運営体制
				や能力などに照らした適切性
	1-4	計画プロセス	1-4-1	日本政府の標準的な業務フローに比した適切性
		の適切性	1-4-2	計画の妥当性確保の要因及び改善点
	2-1	事業の達成度	2-1-1	資金供与の達成度(インプット)
		と効率性	2-1-2	資機材供与の達成度と効率性(アウトプット)
2			2-1-3	資機材の使用状況(アウトプット)
結 果			2-1-4	資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム)
の有			2-1-5	資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカ
) 勃				ム)
性	2-2	実施・モニタリ	2-2-1	日本政府の標準的な業務フローに比した適切性
		ングプロセス	2-2-2	結果の有効性確保の要因及び改善点
		の適切性		

表 1-2 評価の枠組み(要約版)(平成 28 年度経済社会開発計画)

評価 基準	評価設問		
	1-1	目的の関連性	1-1-1 ヨルダンの開発ニーズ及び開発政策との関連性
1			1-1-2 日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性
計	1-2	計画された	1-2-1 ヨルダン政府の治安対策分野に関する開発計画及び
画		事業内容の	活動との整合性
の妥当性		整合性	1-2-2 ヨルダンに対する日本の外交や治安対策分野におけ
当			る開発協力のための計画及び活動との整合性
生	1-3	計画された	1-3-1 経済社会開発計画に関し日本政府が想定する標準的
		実施体制の	実施体制・業務フローとの整合性

		適切性	1-3-2	ヨルダン政府機関の治安対策分野に関する実施運営
				体制や能力などに照らした適切性
	1-4	計画プロセス	1-4-1	日本政府の標準的な業務フローに比した適切性
		の適切性	1-4-2	計画の妥当性確保の要因及び改善点
	2-1	事業の達成度	2-1-1	資金供与の達成度(インプット)
		と効率性	2-1-2	資機材供与の達成度と効率性(アウトプット)
2			2-1-3	資機材の使用状況(アウトプット)
結果			2-1-4	資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム)
, A			2-1-5	資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカ
の 有 効				L)
性	2-2	実施・モニタリ	2-2-1	日本政府の標準的な業務フローに比した適切性
		ングプロセス	2-2-2	結果の有効性確保の要因及び改善点
		の適切性		

(2) 文献調査

外務省からの提供資料、対ヨルダン経済協力関連文書、評価対象案件及び機材供与に関するインターネット上の公開情報や各種文献などを収集し、分析を行った。

(3) 国内調査

本評価対象案件の関係機関である外務省、在ヨルダン日本国大使館、調達代理機関(一般財団法人日本国際協力システム(JICS))、ならびに平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償の契約業者(丸紅プロテックス株式会社、伊藤忠商事株式会社)及び平成 28 年度経済社会開発計画の契約業者1に対し、質問票による調査及びオンライン・インタビューを行った。

(4) 現地調査

現地調査は、2023年9月22日から10月4日に行った。

表 1-3 現地調査日程表

日付	活動内容	
9月22日(金)	成田発(ドバイ経由)	
9月23日(土)	アンマン着	
○日 ○4 日 / 日 〉 在ヨルダン日本国大使館表敬、経済·開発協力班インタビュー		
9月24日(日)	JICA ヨルダン事務所インタビュー	
0 8 25 8 (8)	ヨルダン計画・国際協力省(MOPIC)インタビュー	
9月25日(月)	国境なき子どもたち(KnK)(本邦 NGO)インタビュー	
9月26日(火)	Medical Aid for Palestinians (現地 NGO) インタビュー	

¹ 治安対策関連情報は秘匿性が高いところ、契約業者、供与先、機材仕様、数量、納入サイトを含む平成 28 年度経済社会開発計画の詳細は非公開とする。

	ヨルダン外務省インタビュー
	Jordan Health Aid Society International(現地 NGO)インタビュー
9月27日(水)	祝日(預言者聖誕祭)/資料整理
9月28日(木)	平成 28 年度経済社会開発計画の実施機関/エンドユーザーインタビュー
9月20日(木)	治安対策機材納入サイト視察
9月29日(金)	資料整理
9月30日(土)	資料整理
40 8 4 8 (8)	ヨルダン保健省(MOH)インタビュー
10月1日(日)	Trading Medical Systems Jordan(現地代理店)インタビュー
40 8 0 8 (8)	プリンス・ハムザ病院(PHH)視察
10月2日(月) Lama Trading Agency (現地代理店) インタビュー	
40 8 2 8 (44)	在ヨルダン日本国大使館報告
10月3日(火)	アンマン発
10月4日(水)	成田着(ドバイ経由)

ョルダン政府関係機関(計画・国際協力省(MOPIC)、保健省(MOH)、平成 28 年度経済社会開発計画の実施機関/エンドユーザーなど)、在ヨルダン日本国大使館、JICA ヨルダン事務所、ヨルダンで活動する本邦 NGO 及び現地 NGO、現地代理店などに対し、インタビューを行った。また、平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償における医療機材納入先であるプリンス・ハムザ病院(PHH)と、平成 28 年度経済社会開発計画における治安対策機材の納入サイトを視察し、機材の運用・維持管理状況を確認した。

(5) 評価判断及び提言の検討

評価調査の結果を踏まえ、「計画の妥当性」及び「結果の有効性」について、「ODA評価ハンドブック」のレーティング基準に従って4段階のレーティング(極めて高い/高い/一部課題がある/低い)を行った。また、評価結果からのフィードバックとして、評価対象の関係者に対する提言を検討した。

4. 実施体制

本評価調査は、以下のメンバーで構成された評価チームが実施した。

評価主任 桑名 恵(近畿大学国際学部教授)

コンサルタント 熊野 忠則(株式会社アンジェロセック)

東 堅治郎(株式会社アンジェロセック)

大澤 なず奈(株式会社アンジェロセック)

第2章 評価対象の概要

1. 対象国の概要

ヨルダン(正式名:ヨルダン・ハシェミット王国)は、シリア、イラク、サウジアラビア、イスラエル、パレスチナと国境を接しており、その地政学的位置により、中東地域の安定に非常に重要な役割を果たしている。地域の穏健勢力として、アラブ・イスラーム諸国との協調及び全方位等距離外交の推進を外交の基調とするヨルダンは、中東和平プロセスに前向きであり、中東地域安定の要衝として国際社会に認知されている。

本評価対象案件の要請があった 2014 年当時の人口は約 866 万人で、その後 2016 年には約 996 万人、2022 年には約 1,129 万人と増加を続けている。2015 年の報告によると、ヨルダンの人口の 30.6%が非ヨルダン人であるが、これは 1948 年以降のパレスチナ難民に始まり、イラクやシリアなどの周辺国から多数の難民を受け入れてきたためである。

ヨルダン経済は、1990 年代以来、国際通貨基金(IMF)と協調して進めてきた経済構造改革プログラム(2004 年 7 月終了)を通じたマクロ経済・財政運営面での改革の成果などにより、平均で 7%を超える高い成長を実現していたが、2008 年の世界的金融危機や 2011 年以降のシリア危機に伴う難民受入れの影響を受け、経済成長は鈍化している。また、都市・地方間の所得格差、高い水準で推移する貧困率及び失業率、慢性的な財政ギャップなどの構造的な問題を抱え、依然として外国からの資金援助、地域の治安情勢、外国からの短期的な資本流入などの動向に左右されやすい脆弱性が内在する。

2011 年に発生したシリア危機では、大量の難民がヨルダンに流入し、同国政府の財政ひつ迫や、医療や教育を始めとする社会公共サービスの不足を引き起こした。さらに、2013 年以降、テロ事件の発生件数が増加するなど安全保障の課題も顕著となり、越境する難民に紛れたテロリストや麻薬密売人の入国に対する懸念が高まった。

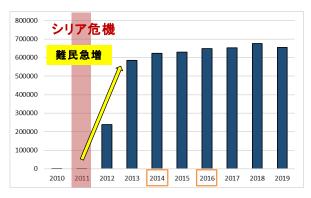


図 2-1 ヨルダンに流入するシリア難民数



図 2-2 テロ事件発生件数及び経常収支の推移

(出所:UNHCR)

(出所:IMF 及び University of Maryland)

2. 対象案件の概要

(1) 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償

2011 年以降のシリア危機を受け、ヨルダンは 2014 年時点で約 62 万 3,000 人のシリア難民を受け入れており²、それによる政府の財政負担の増加に伴い、ホストコミュニティにおける社会公共サービスの不足が深刻化した。かかる状況の下、保健医療分野のサービス改善を目的として実施された平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償の概要は表 2-1 のとおり。

表 2-1 評価案件概要表(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

国・案件名	平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力	
	(地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力)	
分野	保健医療	
援助類型	ノンプロ無償	
要請書受領日	2014年12月30日	
交換公文(E/N) 締結日	2015年3月11日	
相手国政府間協議会メンバー	MOPIC, MOH, PHH	
調達代理業務契	機関名 : JICS	
約	契約開始日: 2015 年 5 月 3 日	
	契約完了日: 2021 年 9 月 10 日	
背景と必要性	ヨルダンでは、多数のシリア難民の受入れなどに伴い公共サービ	
	スがひっ迫しており、政府の財政負担が増加している。社会面におい	
	ても、政府病院を始めとする医療施設において機材の老朽化や不足	
	が生じており、ヨルダン人が適時に適切な医療を受けられない状況が	
	発生しているところ、ヨルダン人のシリア難民に対する不満の増大が	
	懸念される。	
	また、原油供給の約 80%を中東地域に依存する日本にとって、同	
	地域の安定は死活的に重要である。ヨルダンは中東地域の要衝に位	
	置し、イスラエルとも平和条約を締結しており、穏健派として同地域の	
	安定に積極的に貢献してきた。ヨルダンが一度不安定化すれば、イス	
	ラエル・パレスチナ関係や GCC 諸国3の安定にも影響しかねず、G8	
	や GCC 諸国はヨルダンの安定に非常に高い関心を有している。その	
	ような中で、シリア難民の大量流入による経済財政状況や治安の悪	
	化は国際的に大きな関心事項となっており、ヨルダン自身が安定化	
	し、地域の安定化に建設的な役割を担うことが可能となるよう、引き	

² 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の支援対象者のみを示した数値である。

³ 湾岸協力理事会(GCC)に加盟するサウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートの6か国。

続き支援を行っていく必要がある。

さらに、日本とヨルダンは皇室・王室の伝統的な友好関係を始めとして、極めて良好な関係を有しており、要人往来も活発である。2004年署名の「日・ヨルダン・パートナーシップ・プログラム」の下で、日本は、ヨルダンにおいて周辺国に対する第三国研修を活発に実施しており、ヨルダンは日本の対中東地域支援の拠点として位置付けられる。良好な二国間関係を基礎とする現在のパートナーシップを今後とも強化していくため、引き続き支援を行うことが必要である。

目的と事業内容

目的と事業概要

東日本大震災の被災地を含む地方で生産される医療機材を供与することを通じ、多数のシリア難民の受入れなどに伴い増加したヨルダン政府の財政負担を軽減するとともに、政府病院における診療機能を改善する。また、これら日本の地方産医療機材に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、地域経済の活性化及び被災地の復興に貢献する。

なお、本案件は、安倍総理大臣(当時)が表明した中東への人道支援の拡充の具体化であり、岸田外務大臣(当時)が発表した「シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けた日本外交(3 本柱)」における 2 本目の柱である中東外交強化の一環として実施するものである。

「計画」と「実績/見込み」の要点

「計画」と「美積/見込み」の要点			
	計画・詳細計画	実績/見込み(時期)	
1) 供与金額	 10 億円	10 億円	
(インプット)		(2021年9月10日)	
2) 品目/資機	【PHH 向け医療機材】	【PHH 向け医療機材】	
材(アウトプット)	•血管撮影装置	•血管撮影装置	
	·X線透視撮影装置	· X 線透視撮影装置	
	•救急車用除細動器	•救急車用除細動器	
	・ECG モニター付き除細動器	・ECG モニター付き除細動器	
	・除細動器付き救急トローリー	・除細動器付き救急トローリー	
	・ホルター心電図モニター	・心電図検査記録システム	
	・カメラ付き脳波計	・ビデオカメラ付き脳波計	
	・ICU ベッド	・ICU ベッド(可動式)	
	•骨密度測定装置	・ICU ベッド(固定式)	
	・整形外科用ベッド	•骨密度測定装置	
	・手術台	•整形外科用手術台	
	•超音波検査装置	•一般外科用手術台	
	•心臓超音波検査装置	・整形外科用手動ベッド	
	・患者用トローリー	・整形外科用電動ベッド	
	・患者モニター		

	【MOH 向け医療機材】	【MOH 向け医療機材】
	・オープン MRI	・オープン MRI
	・CT スキャナ	・CT スキャナ
3) 使用目的•成	・政府病院における診療機能の	第 3 章 1.(2) 結果の有効性
果(アウトプット	改善	参照。
/アウトカム)	・財政負担の軽減	
	・日本製医療機材に対する認知	
	度の向上	
	※指標は設定されていない。	
4) 期待される援	・日本製医療機材に対する継続	第 3 章 1.(2) 結果の有効性
助効果としての	的な需要の創出	参照。
開発効果と外交	・日本の地域経済の活性化及	
上の意義/効果	び被災地の復興への貢献	
(アウトカム)	※指標は設定されていない。	
外部条件または	特になし。	
留意事項		

(2) 平成 28 年度経済社会開発計画

2005 年 11 月にアンマンで発生した連続爆破テロ事件⁴以降、ヨルダン政府は再発防止に向けて国境の安全対策を強化してきた。しかし、本要請のあった 2016 年は、過去 10 年間でヨルダン国内及び国境地域におけるテロ事件の発生件数が最も多い年であった。シリア難民の流入に伴う ISIL⁵などのテロリストの流入への懸念も高まる中、治安対策の強化を目的に実施された平成 28 年度経済社会開発計画の概要は表 2-2 のとおり。

表 2-2 評価案件概要表(平成 28 年度経済社会開発計画)

国•案件名	平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力(経済社会開発計画)	
分野	紛争、平和、安全	
援助類型	経済社会開発計画	
要請書受領日	2016年6月13日	
交換公文(E/N)	2016年10月27日	
締結日	2010 4 10 7 27 1	
相手国政府間協議会	MOPIC、実施機関/エンドユーザー	
メンバー		
調達代理業務契約	機関名 :JICS	
	契約開始日: 2016 年 12 月 28 日	

⁴ アンマン市内の3つのホテルを標的とした爆破テロにより200名以上が死傷した事件。

⁵ イラク及びシリアを中心とする地域でイスラーム国家の樹立を目的として活動する過激派武装組織、「イラク・レバントのイスラム国」の略称。旧名は「ISIS」。

契約完了日: 2021年6月25日

背景と必要性

ヨルダンは、中東地域の要衝に位置し、イスラエルとも平和条約を締結するなど中東地域の安定に積極的に貢献しているため、ヨルダンの不安定化は、イスラエル・パレスチナ関係や GCC諸国、ひいては同地域全体に影響しかねない。そのような中で、ヨルダン経済は、巨額の公的債務などの構造的な問題に加え、シリア難民に対する公共サービスの提供などによる財政負担の増加に直面している。原油供給の約 80%を中東地域に依存する日本にとって、同地域の安定は死活的に重要であるほか、シリア難民の流入によるヨルダンの経済財政状況や治安の悪化は国際的にも大きな関心事項となっており、ヨルダン自身が安定を保ち、引き続き地域の安定化に建設的な役割を担うことが可能となるよう、支援を行っていく意義は大きい。

ヨルダンは、周囲を治安が不安定な国や地域に囲まれているため、国境検問所などを治安対策上重要な施設として位置付けている。2005年に発生したアンマンにおける自爆テロ事件以降、ヨルダン関係機関は再発防止のために治安対策を強化してきたものの、依然としてテロ未遂事件が複数発生するとともに、2016年度にはテロ事件も起こっている。また、シリア危機が5年を超えて継続している中で、シリア難民の流入に伴うISIL関係者の流入についても危惧されている。このため、不安定化する中東地域にあって唯一の安定を保つヨルダンの治安維持、さらには中東和平の実現のためにも、同国における治安体制の強化は急務となっている。

目的と事業内容

目的と事業概要

ヨルダンに対して日本で製造された治安対策機材を供与することより、治安対策分野における能力向上を図り、もってヨルダンの安定化のための支援を通じた同国の経済社会開発及び日本企業の海外展開の支援に寄与する。

なお、日本は 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットの機会に、中東地域安定化のための包括的支援を表明しており、本案件は、中東における「寛容で安定した社会」を構築する一環として実施するものである。

「計画」と「実績/見込み」の要点

	計画·詳細計画	実績/見込み(時期)
1) 供与金額	10 億円	10 億円
(インプット)		(2021年6月25日)
2) 品目/資機	治安対策機材	治安対策機材
材(アウトプット)		
3) 使用目的・成	・治安対策分野における能力向上	第 3 章 2.(2) 結果の有効

果 (アウトプット /アウトカム)	※指標は設定されていない。	性 参照。
4) 期待される援 助効果としての	・ヨルダンの経済社会開発 ・日本企業の海外展開支援	第3章 2.(2) 結果の有効 性 参照。
開発効果と外交上の意義/効果(アウトカム)	※指標は設定されていない。	
外部条件または留意事項	特になし。	

第3章 評価結果

本評価対象の2案件についてそれぞれを個別に評価する。

1. 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償

(1) 計画の妥当性

「計画の妥当性」では、本案件により「計画」された目的、内容(金額、品種、使用計画、開発面及び外交面での援助効果)、実施運営体制と業務フローに関する妥当性を検証する。なお、「計画の妥当性」の評価には、要請から E/N 締結までの「計画」段階と、その後の両国の政府間協議会6を通じた、現地ニーズに柔軟かつ機動的に応えることを意図した調達品目の確定までの「詳細計画」段階が含まれる。

表 3-1 「計画の妥当性」の評価結果概要(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

計画の妥当性:高い						
目的の関連	目的の関連性:極めて高い					
評価設問	① ヨルダンの開発ニーズ及び開発政策との関連性					
	② 日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性					
主な根拠	本案件は、シリア危機を受けた難民の大量流入によるヨルダンの財政面の					
	課題や公共サービスの不足などの影響を整理した上で実施され、ヨルダン政					
	府の開発計画やシリア難民対応計画において示された保健医療分野の二一					
	ズに整合したものであった。また、日本の中東外交政策及び対ヨルダン国別					
	援助方針にも整合し、同じく保健医療分野での支援を実施する JICA とは、対					
	象のデマケ―ションによる相乗効果が図られていた。					
	ヨルダンの財政と公共サービスのひっ迫への迅速な対応と、地域経済の活					
	性化及び東日本大震災の被災地復興への貢献の観点から、地方産機材ノン					
	プロ無償のスキームを活用したことは妥当であった。					
計画された	事業内容の整合性:極めて高い					
評価設問	① ヨルダン政府の医療分野に関する開発計画及び活動との整合性					
	② ヨルダンに対する日本の外交や医療分野に関する開発協力のための計画					
	及び活動との整合性					
主な根拠	本案件が要請・計画された当時は、シリア難民の流入により急増した医療					
	ニーズに対応するため、公的医療機関における医療機材の整備が急務となっ					
	ていた。本案件は、保健医療分野における具体的なニーズを整理し、MOH を					
	始めとする政府の保健医療分野の開発目標及び計画に沿って実施された。					
	また、急を要する状況下におけるヨルダン政府への財政支援は、日本の対					
	中東外交において極めて重要な役割を果たす同国の安定の確保という点に					
	おいて、日本の外交や開発協力の計画及び活動とも整合している。					

⁶ 日本国政府側と被援助国政府側が緊密に協議する場として政府間協議会が開催され、関係 機関の連絡を密にする上で重要な役割を果たしている。

計画された実施体制の適切性:高い 評価設問 ① 日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローとの整合性 ② ヨルダン政府機関の医療分野に関する実施運営体制や能力などに照らし た適切性 本案件は、日本側・ヨルダン側ともに経済社会開発計画(旧ノンプロ無償) 主な根拠 の標準的実施体制に基づいて実施された。責任機関である MOPIC、実施機 関である MOH、エンドユーザーである PHH 及び MOH 傘下の 3 病院の実施 能力にも問題は見られなかった。 また、計画段階及び詳細計画段階において、日本政府が想定する調達代 理方式の案件の標準的業務フローに沿って遅延なく業務が遂行された。 計画プロセスの適切性:一部課題がある 評価設問 ① 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性 ② 計画の妥当性確保の要因及び改善点 主な根拠 本案件の計画段階においては、日本政府の標準的な業務フローに沿って 遅延なく業務が遂行された。一方、相手国政府の要請から E/N 締結までの 間に供与内容の変更が両政府間で合意されたものの、それら協議内容が記 録として残されておらず、具体的な変更経緯について客観的根拠に基づく確 認はできなかった。PDCA サイクルに基づく ODA 管理の観点から、日本側・ヨ ルダン側ともに記録の保存には改善の余地が見られる。

ア 目的の関連性

本案件は、シリア危機を受けてひっ迫するヨルダン政府の財政負担軽減と公共サービスの改善、及び地方産機材の認知度向上を通じた日本の地域経済の活性化と東日本大震災の被災地の復興への貢献を目的として実施された。以下、ヨルダン政府の開発政策とニーズ、シリア危機の影響とその対応計画、日本の対中東外交政策及び対ヨルダン開発協力政策について取りまとめた上で、本案件の「目的の関連性」に関する評価を述べる。

(ア) ヨルダンの開発ニーズ及び開発政策との関連性

(i) ヨルダン政府の開発計画における保健医療分野の位置付け

ョルダン政府は、国家の 10 年間の開発目標を示す「National Agenda 2006-2015」において、医療サービスの都市部への集中と医療アクセスの地域間格差を指摘した上で、政策イニシアティブの一つに医療へのアクセスを含む「基本的権利と自由」を掲げている。また、国家目標達成のための主要テーマの一つに社会福祉を挙げ、公的医療における業務効率の向上とサービス品質の改善、及び救急医療サービスの改善を含む 6 つの計画を明示した。同アジェンダで定められた保健医療分野の開発目標は、2014年に策定された「Jordan 2025 – National Vision and Strategy」にも反映されている。

以上より、ヨルダン政府の開発計画において保健医療分野は重点分野の一つとして位置付けられており、公的医療の改善に資する本案件の実施は、ヨルダン政府の開発政策に整合したものであった。

(ii) シリア危機による経済・社会的影響

2011 年 3 月に発生したシリア危機は、 同国と国境を接するヨルダンに大量の難 民流入をもたらし、ヨルダンの財政を圧迫 した。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)の報告によると、2014 年まで にヨルダンに避難し UNHCR の認定を受 けたシリア難民の数は約62万3.000人 に上り、うち84%は都市型難民として難民 キャンプ以外のホストコミュニティで生活し ている。シリア難民の受入れ数は、シリア との国境に近いマフラク、イルビド、ザルカ などの県に多く、これらの地域を中心に保 健医療や教育などの社会サービスが十分 に提供できない状況が生じている。ヨルダ ン政府は、教育、保健医療、給水、廃棄 物処理などのサービスの追加的需要に対

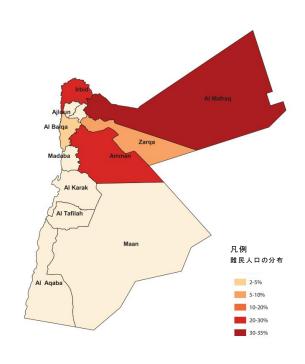


図 3-1 県ごとの難民の分布

(出所: MOPIC(2014年))

し、政府予算の再配分などにより対応している。

以上より、難民及びホストコミュニティの双方に対する社会公共サービスの改善を目的として医療機材を供与した本案件の実施は、ヨルダンの開発ニーズに適切に対応するものであった。

(iii)シリア難民への対応計画

2012 年、UNHCR は、特に多くのシリア難民を受け入れるヨルダン、レバノン、トルコ、イラクの 4 か国を対象に「シリア地域難民対応計画(RRP)」を策定した。ヨルダン政府は難民に対して国境を開放し、難民の送還禁止(ノン・ルフルマン)の原則に則って難民を保護してきたが、2012 年のザータリ難民キャンプ開設に伴う難民の急増は、ホストコミュニティの資源の急激な圧迫を招いた。ヨルダンに居住する難民の約75%が女性と子供であることから、RRP はそれらのグループを主な対象とする保健医療や教育のサービスの充足に焦点を当てている。

ョルダン政府内でシリア難民の対応に主要な役割を果たす MOPIC は、包括的な対応計画の策定のため、政府、国際機関、NGO、ドナーによって構成される「シリア危機対応プラットフォーム(JRPSC)」の議長を務めている。2014 年には、シリア危機による

ホストコミュニティ及びヨルダン経済への影響に対応するため、特にシリア難民の受入れ数が多い首都アンマンと、北部のイルビド、マフラク、ザルカを主な対象とする3か年の対応プログラムである「シリア危機対応国家計画 2014-2016(NRP)」を策定し、教育、保健医療、エネルギー、水衛生を含む主要分野における開発目標や実施計画を示した。

ョルダンのシリア難民対応計画において、保健医療が重点分野の一つに位置付けられ、医療サービスの向上に対するニーズの高さが示されていることから、医療機材の供与を目的とする本案件は、同国のニーズ及び計画に合致していると言える。

(イ) 日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性

(i) 日本の中東外交政策

中東地域の平和と安定の確保は世界の安定にとって重要であり、エネルギー安全保障の観点も踏まえて、日本は同地域への支援を積極的に行っている。2013 年 4 月、安倍総理大臣(当時)は中東諸国を訪問し、サウジアラビアでの中東政策演説において、「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」に向けた日本と中東地域の関係の抜本的な強化を宣言した。同パートナーシップの成果には、日本の最高水準の医療機器や技術を生かした協力の推進を含む「経済関係の拡大・深化(共生と共栄)」が含まれる。

同年7月には、岸田外務大臣(当時)がイスラエル、パレスチナ、ヨルダンを訪問し、日本が主導する「平和と繁栄の回廊」構想の進展に向けた4 者協議閣僚級会合を実施した。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する「二国家解決」を支持しており、そのためには当事者間の信頼醸成を促進するとともに、持続的な経済開発を伴う健全なパレスチナ国家をイスラエルやヨルダンなどの周辺国の協力を得て樹立することが不可欠であるとしている。「平和と繁栄の回廊」構想とは、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの4 者による地域協力によりヨルダン渓谷の社会経済開発を進め、パレスチナの経済的自立を促す中長期的取組であり、2006年に提唱された日本独自のイニシアティブである。

以上より、自国の安定をもって中東和平を積極的に推進するヨルダンを支援することは、日本政府の中東外交政策と整合している。

(ii) 日本の対ヨルダン開発協力政策

日本政府の援助政策を示した「対ヨルダン・ハシェミット王国 国別援助方針(平成24年6月)」では、援助の基本方針(大目標)として「安定の維持と産業基盤の育成」が掲げられ、重点分野(中目標)として、「(1)自立的・持続的な経済成長の後押し」、「(2)貧困削減・社会的格差の是正」、「(3)平和創出に向けた地域間交流」の3分野が示されている。本案件は、社会的弱者に対する教育や保健などの民生分野の支援

を含む「(2) 貧困削減・社会的格差の是正」に位置付けられる。

以上より、シリア難民の受入れに伴ってひっ迫するヨルダンの保健医療分野におけるニーズに対応する本案件は、日本政府の対ヨルダン開発協力政策に整合している。

(iii) 「ノンプロ無償」の活用の妥当性

外務省が実施する経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)と JICA が実施する一般無償資金協力の最大の相違点は「機動性」であり、前者は透明性と公正性を担保した上で、先方が希望する資機材が如何に迅速に調達されるか、残余金の扱いなどにおいて状況の変化に如何に柔軟に対応できるかがポイントとなる。

本案件実施当時のヨルダンの保健医療分野に対する支援においては、JICA が「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト」をはじめとする村落レベルの技術協力プロジェクトなど、詳細な調査に基づき、主に一次医療を対象とする支援を長期的に実施していたのに対し、本案件は二次・三次医療を提供する政府病院「に対して医療機材を供与するものであり、対象やニーズの性質に応じたスキームの棲み分けにより相乗効果が発揮されていたと言える。

以上より、シリア難民の急激な流入に伴うヨルダン政府の財政悪化や社会公共サービスのひっ迫に対する迅速な対応の必要から、本案件がノンプロ無償として実施されたことは妥当である。

(iv) 日本の地方産機材のプロモーション

本案件の実施当時は、地方産機材ノンプロ無償や中小企業ノンプロ無償、医療機材ノンプロ無償などのサブスキームがあり、日本と被援助国双方の国益の増進を目的とするなどの柔軟な対応がとられていた。

本案件は、東日本大震災の被災地を含む地方で生産される医療機材を供与することにより、多数のシリア難民の受入れに伴い増加したヨルダン政府の財政負担を軽減すると同時に、日本製機材に対する認知度の向上によって継続的な需要を創出し、日本の地域経済の活性化及び被災地の復興に貢献するものである。

震災から3年が経過した2014年当時は、被災地の産業に再生の兆しが見られる一方で、特に中小企業においては販路の確保・開拓に関する経営課題が顕著に現れた時期であった。日本政府は、海外の成長市場の活力を取り込み日本経済の基盤を強化することを目的に、経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)を積極的に締結するとともに、日本企業の海外展開を官民が連携して推進するため、全ての在外公館に「日本企業支援窓口」を設置して日本企業からの相談・支援依頼に積極的に対応し

⁷ MOH は一次~三次医療サービスを提供しており、うち二次・三次医療においては 31 の病院に 4,610 台の病床を有している。他の二次・三次医療機関としては、Royal Medical Services(RMS)、ヨルダン大学病院、キング・アブドッラー病院、民間病院がある。

ている。

以上より、本案件が被災地を含む地方で製造された機材を供与する地方産機材ノンプロ無償として実施されたことは、地域経済の活性化及び被災地の復興と、日本企業の海外展開という点において当時の状況を反映しており、妥当であったと言える。

イ. 計画された事業内容の整合性

本案件では、第 1 回及び第 2 回政府間協議会において、表 3-2 のとおり PHH と MOH 傘下の 3 病院に対する医療機材の調達品目が決定された。以下、ヨルダン政府の保健医療分野における計画及び活動と、日本政府の対ヨルダン外交及び開発協力政策を取りまとめた上で、本案件の「計画された事業内容の整合性」に関する評価を述べる。

表 3-2 計画された調達機材リスト(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

品目	数量	納入先	金額	
血管撮影装置	1 ユニット			
X線透視撮影装置	1 ユニット			
救急車用除細動器	1 セット			
ECG モニター付き除細動器	2 セット			
除細動器付き救急トローリー	5 セット			
ホルター心電図モニター	1 セット			
カメラ付き脳波計	1 ユニット			
ICU ベッド	15 ユニット	PHH	¥481,750,000	
骨密度測定装置	1 セット			
整形外科用ベッド	15 ユニット			
手術台	3 セット			
超音波検査装置	1 セット			
心臓超音波検査装置	1 セット			
患者用トローリー	25 セット			
患者モニター	20 セット			
オープン MRI(0.4T)	1 ユニット	マアン政府病院		
カ ノン IVINI (U.41)	1 ユニット	ジェラシュ政府病院	¥481,750,000	
CT スキャナ(128 スライス)	1 ユニット	プリンセス・バスマ 病院	+ 101,100,000	
	¥963,500,000			

(出所: 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償 第1回・第2回政府間協議会議事録)

(ア) ヨルダン政府の保健医療分野に関する開発計画や活動との整合性

MOH は、ヨルダンの保健医療分野における計画や活動を管轄する省庁である。 2014 年時点で、ヨルダン国内の人口の約 88%が何らかの医療保険に加入しており、 うち MOH の国民医療保険への加入が 42%を占める。2012 年からは、有効な UNHCR の登録証及びヨルダン内務省(MOI)のサービスカードを有するシリア難民に 対しても無料の医療アクセスが保障され、公立のヘルスセンター及び政府病院におい て一次・二次と一部の三次医療サービスを無料で受けられるようになった8。

シリア難民の流入に伴い、北部地域を中心に医療を含む社会公共サービスがひっ 迫する中、MOH は「Hashemite Kingdom of Jordan Syrian Crisis Health Needs Assessment」において、ヨルダンの保健医療分野への影響に関する分析結果を報告 した。同報告によると、医療需要の急増は、特にキャンプ外に居住するシリア難民に対 する高品質な医療サービスの提供を困難にしており、公的医療における課題の一つと して、滅菌設備や診察機器、ラボの設備、超音波検査機器などの医療機材の不足が 挙げられた。また、MOH は、2013 年策定の「Ministry of Health Strategic Plan 2013-2017」において、特に二次・三次医療に割り当てられる予算が限定的であること を指摘した上で、医療インフラの改善計画として「老朽化した医療機材の更新率の向 上」や「MOH 管轄の病院やヘルスセンターが保有する医療機材の整備率 95%以上」 などの目標を設定している。

さらに、MOPIC の主導で策定された NRP では、保健医療を始めとする重点分野における現状と課題、ニーズ、目標とその指標が定められている。同計画の中でも、保健医療分野の現状分析において医療機材の不足が指摘されており、北部地域を中心に婦人科、外科、整形外科、内科、放射線科やメディカルラボに必要な機材へのアクセスが不十分であるとされている。急増する医療ニーズに対応するための目標として、「MOH の予算不足を補うための緊急財政支援」や「MOH の病院やヘルスセンターに必要な機材、救急車、車両の提供」などが掲げられた。

以上より、シリア難民の流入を受けたヨルダン政府の保健医療分野の計画において、 医療機材の不足への対応ニーズの高さが示されており、本案件はそのニーズや計画 に整合している。

(イ) ヨルダンに対する外交や医療分野における開発協力のための計画及び活動と の整合性

ヨルダンは、紛争が多発する不安定な地域に位置しながらも、穏健派として中東地域の安定に積極的に貢献してきた。ヨルダンの不安定化は、イスラエルやパレスチナを含む周辺地域、さらには GCC 諸国の安定にも影響しかねない。8 割以上の原油を

⁸ ヨルダンに入国した難民は、UNHCR への難民登録の後に MOI に登録する必要があり、同省より発行される ID カードをもって公的サービスを受けることが可能となる。ただし、サービスを受けられる場所は MOI に登録した地域に限定されており、居住地域を変更した場合は、再登録をしない限り医療を含む公的サービスを無料で受けることはできない。また、難民キャンプを出た難民は、別途 UNHCR の各種サービスを受けるための登録を行うことになるが、同登録の有効期間である 6 か月を経過すると再登録が必要となる。

同地域から輸入している日本にとって、ヨルダンは極めて重要な国であると言える。日本は 1954 年にヨルダンと国交を樹立して以来、皇室・王室間の伝統的な友好関係を含め、非常に良好な関係を維持してきた。このような関係の下、ヨルダンに対する経済協力は 1974 年の円借款に始まり、1979 年には無償資金協力が、1985 年には技術協力協定の締結により青年海外協力隊の派遣が開始された。また、2004 年署名の「日・ヨルダン・パートナーシップ・プログラム」の下で、日本はヨルダンにおいて周辺国に対する第三国研修を実施するなど、ヨルダンは日本の対中東地域支援の拠点として位置付けられている。これら協力関係を受け、主要ドナーの一つとして、ヨルダン国内のシリア難民支援を含む日本の支援は、ヨルダン政府から高く評価されており、良好な二国間関係の維持・発展に大きく貢献している。2013 年 7 月の岸田外務大臣(当時)のヨルダン訪問の際には、中東地域の平和と安定に貢献するヨルダンの姿勢を高く評価した上で、シリア難民受入れによる財政的負担に対して、引き続き積極的に支援していく考えが表明された。

以上より、日本の外交上極めて重要な地域における平和と安定に貢献するヨルダンに対して、同国の緊急の課題に対応するための財政支援として実施された本案件は、日本の対ヨルダン外交及び開発協力政策に整合している。

ウ. 計画された実施体制の適切性

本案件は、以下の実施体制の下で実施された。

責任機関 : MOPIC 実施機関 : MOH

エンドユーザー: PHH 及び MOH 傘下の3病院

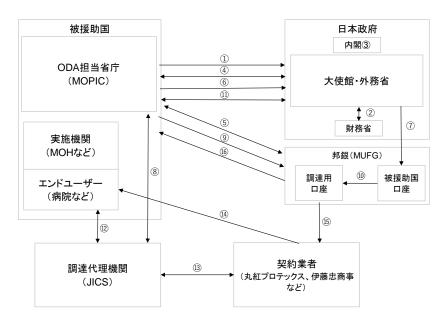
ドナー(日本政府)代表:在ヨルダン日本国大使館

以下、日本政府が想定する標準的実施体制及び業務フローと、ヨルダン政府の実施運営体制や能力を取りまとめた上で、本案件の「計画された実施体制の適切性」に関する評価を述べる。

(ア) 日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローとの整合性

本案件の日本側の実施体制として、計画、立案、実施において外務省国際協力局国別開発協力第三課が主管課となり、ヨルダン政府との交渉、要請内容の確認・検討、情報収集、実施支援、モニタリングに関しては、在ヨルダン日本国大使館が重要な役割を果たした。ヨルダン側では、支援要請や協力支援に係る日本政府への要請書の作成・提出や E/N 締結などの業務を含む無償資金協力の実施に係る責任機関をMOPIC が担った。また、調達機材・製品の選定、分配先の決定、事業の実施と実施監理は、本案件の実施機関である MOH が担当した。調達代理機関である JICS は、ヨルダン政府との調達代理業務契約に基づき、一連の調達業務を代行した。

経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)の標準的な実施体制及び実施プロセスは**図** 3-2 のとおりであり、本案件の実施体制について不備はなかった。



- ① 要請
- ② 財務実行協議
- ③ 閣議決定
- ④ E ∕ N
- ⑤ 銀行取り極め
- ⑥ 口座開設通知
- ⑦ 資金支払い
- ⑧ 調達代理業務契約
- ⑨ 包括支払授権発行
- ① 資金移動
- ⑪ 政府間協議会
- ① 資機材仕様・納入条件 などの決定
- ① 業者契約
- 4 製造、輸送、納入、据付、 操作指導など
- 15 支払い
- (f) 残余金払戻し・リインバースメント

図 3-2 経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)の実施体制と実施プロセス

(出所:評価チーム作成)

調達代理方式の案件の標準的業務フローと、本案件の計画段階における業務フローは表 3-3 のとおり。

表 3-3 計画段階の業務フロー(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

		調達代理方式の案件の標準的業務フロー	本案件の業務フロー
	1	相手国政府の要請	2014年12月30日
	2	在外公館での要請内容の精査	2014年12月30日
=1	3	外務省による検討・協力案作成	2015月1月30日
計画	4	財務当局との協議	2015年2月4日
	5	E/N(案)についての閣議請議	2015月3月10日
	6	閣議決定	2015年3月10日
	7	E/N 締結 ⁹	2015年3月11日
	0	相手国政府名義口座の開設(本邦銀行口座)	2015年3月11日
詳	8	日本政府から供与資金の一括送金	2015年3月25日
細計	9	調達代理業務契約(E/N 締結後 3 か月以内)	2015年5月3日
画	10	第1回政府間協議会(パッケージ1の調達機材選定)	2015年8月10日
	11	相手国口座から調達代理口座への支払い	2015年6月9日

(出所:調査結果を基に評価チーム作成)

⁹ E/N 締結時は、「〇〇関連(分野)の機材」などの大まかな品目の合意がなされる。実際に供与される機材の仕様やメーカーなどは、E/N 締結後に、政府間協議会における両国政府間の協議や、調達代理機関による現地調査などを踏まえて確定される。

以上より、本案件の計画段階では、日本政府が想定する標準的実施体制及び業 務フローに沿って適切に業務が遂行された。

(イ) ヨルダン政府機関の医療分野に関する実施運営体制や能力などに照らした適切性

MOPIC は、多様なドナーからの支援の調整を担う省庁であり、日本の ODA 事業の窓口として長年の経験を有するところ、在ヨルダン日本国大使館とも緊密に連絡を取り、協議や調整を行うことが可能である。他方、国内の保健医療分野は MOH の管轄であり、同省は公的医療サービスの提供者として、傘下の病院を始めとする現場レベルでの対応にも責任を持つ。本案件の主要なエンドユーザーである PHH は、アンマン市内のみならず他県からも多数の患者を受け入れており、アル・バシール病院に次いで国内で2番目の規模を誇る政府病院である。また、他の3病院も全て MOH 傘下の政府病院である。

MOH には保守管理部局が設置されており、医療機材の保守管理においては王立科学院(RSS)からの技術支援も受けている。本案件の実施以前にも、RSS と現地代理店の間で締結された保守管理契約に基づいて MOH が所有する医療機材の保守管理が行われており、本案件において供与される機材の保守管理体制にも問題はないと考えられる。なお、MOH 傘下の公的医療施設における機材の日常的な維持管理は、MOH の特定部局ではなくそれぞれの医療施設が行うことになっている。

以上より、政府間の協議を含む案件全体の調整を責任機関である MOPIC が担当し、機材の選定やモニタリングを含む保健医療分野の専門業務を実施機関である MOH が担当するとともに、PHH と MOH 傘下の 3 病院をエンドユーザーとしたことは適切であったと言える。

エ. 計画プロセスの適切性

以下、本案件の計画段階における日本政府の標準的な業務フローとの比較と、「計画の妥当性」確保に寄与した要因及び改善点を取りまとめ、本案件の「計画プロセスの適切性」に関する評価を述べる。

(ア) 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性

本案件では、表 3-3 のとおり、日本政府が想定する調達代理方式の案件の標準的業務フローに沿って計画及び詳細計画が行われた。

2014年12月時点では、MOPICより水供給、電力供給、治安対策に関する機材が要請されていたが、2015年3月のE/N締結までの期間におけるMOPICと在ヨルダン日本国大使館などの協議の結果、医療機材の供与への変更が合意された。主な変更理由としては、シリア難民の急増に伴い国内の医療サービスがひっ迫し、他分野

の二一ズに比して明確な優先度の高さが確認されたことが挙げられる。なお、E/N 締結以前に行われた政府間の協議は公文書として記録されておらず、要請段階から E/N 締結までの期間における供与機材の変更経緯は確認されていないが、調達代理業務契約の締結から 3 か月余りで第 1 回政府間協議会が開催され、パッケージ 1 の調達品目(血管撮影装置、X 線透視撮影装置、除細動器、ホルター心電図など)が決定されていることから、要請内容の変更による詳細計画の遅延は見られなかった。

調達機材の選定においては、同年度に医療機材ノンプロ無償による MOH 傘下の病院に対する医療機材の調達が計画されていたところ、品目の重複を避けるため、本案件では第 1 回政府間協議会において PHH 向けの機材リスト(パッケージ 1)を先行して決定し、医療機材ノンプロ無償の調達品目が確定した後に、第 2 回政府間協議会において MOH 傘下の 3 病院向けの機材リスト(パッケージ 2)が決定された。

以上より、本案件では日本政府が想定する調達代理方式の案件の標準的業務フローに沿って計画が進められ、他案件との調整においても同フローの範囲内で適切に 柔軟な対応が採られたと言える。

オ、計画の妥当性確保の要因及び改善点

(ア) 計画の妥当性確保に寄与した点

大量のシリア難民が流入する中で、公的医療サービスのひっ迫など、保健医療分野への影響が明確であったことから、同分野は他分野に比してスムーズなニーズの特定が可能であった。また、保健医療分野はヨルダンの国家戦略や開発計画において重点分野の一つとされており、MOPIC はそれらに基づき同分野に対する支援の優先度の高さを確認した。さらに、同年度に実施された医療機材ノンプロ無償は、同一分野に対する支援として本案件との関連性が高く、事業内容の整合性、実施体制の適切性、計画プロセスの適切性の確保に寄与したと考えられる。

(イ) 計画の妥当性確保のための改善点

本案件では、2014 年 12 月時点で、ヨルダン政府より水供給、電力供給、治安対策の機材要請が寄せられていた。その後、2015 年 3 月の E/N 締結までの約 2 か月半の間に、政府間の協議を経て医療機材供与への変更が合意された。しかし、E/N 締結以前の協議に関しては公文書として記録されておらず、具体的な変更経緯を文書によって確認することができなかった。シリア難民の急増によりヨルダン国内の社会情勢が大きく変化し、保健医療分野以外においても多様なニーズが生じる中で、当初要請から対象分野が変更された経緯については、記録として残しておくことが望ましく、それは PDCA サイクルに基づく ODA の管理改善という ODA 評価の目的を達成するために、客観的根拠に基づいて「計画の妥当性」を第三者評価する上でも必要なプロセスであったと言える。

(2) 結果の有効性

「結果の有効性」では、本案件について計画されたインプット、アウトプット、アウトカムと比べた実績(結果)と見込みの程度、インプットからアウトプットへの関係(効率性)を検証する。

表 3-4 「結果の有効性」の評価結果概要(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

結果の有効性:高い

事業の達成度と効率性:一部課題がある

評価設問

- ① 資金供与の達成度(インプット)
- ② 資機材供与の達成度と効率性(アウトプット)
- ③ 資機材の使用状況(アウトプット)
- ④ 資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム)
- ⑤ 資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカム)

主な根拠

資金供与は金額・時期ともに計画通り実施され(インプット)、資機材の供与についても内容及びタイミングの面において問題は見られなかった(アウトプット)。また、供与された機材はいずれも適切に維持・保守管理され、現在も問題なく使用されている(アウトプット)。

さらに、エンドユーザーと現地代理店の連携により、機材の使用に関する自発的なトレーニングが実施され、主に低中所得層や難民の患者を受け入れる政府病院において、その診療能力の向上が見られた(アウトカム)。

他方、本案件では引渡し式が実施されず、実施段階においては現地報道がされなかった。本案件は、地域経済の活性化と東日本大震災の被災地復興への貢献を目的の一つとする地方産機材ノンプロ無償のスキームを活用した案件であるところ、日本製機材のプロモーションの観点からは一部課題があったと考えられる。

実施・モニタリングのプロセスの適切性:極めて高い

評価設問

- ① 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性
- ② 結果の有効性確保の要因及び改善点

主な根拠

本案件では、実施・モニタリング段階において、日本政府が想定する標準的な業務フローに沿って業務が遂行された。調達代理機関による入札関連業務は遅延なく進められ、精密機器を含む全ての機材が円滑に納入されたと言える。また、同年度に実施された医療機材ノンプロ無償との調達品目の重複を避けるための調整も行われ、効果的な支援のための柔軟なプロセスが採られたと言える。

ア. 事業の達成度と効率性

本案件における機材供与は、表 3-2 に示す計画に基づいて実施された。以下、本 案件におけるインプット、アウトプット、アウトカムについて取りまとめた上で、「事業の 達成度と効率性」に関する評価を述べる。

(ア) 資金供与の達成度(インプット)

本案件では、E/N 締結の2週間後に当たる2015年3月25日に日本政府からヨルダン政府の口座に資金が振り込まれ、同年6月9日に調達代理口座への資金移動が行われた。資金の使途は表3-5に示すとおりであり、合計金額は10億円であった。

表 3-5 供与資金の使途(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

項目	金額(円)
JICS 手数料	36,500,000
コンサルティングサービス料	0
機材費	938,396,590
●丸紅プロテックス株式会社	587,038,890
●伊藤忠商事株式会社	351,357,700
残余金(リインバースメント)10	25,100,910
銀行手数料	2,500
合計	1,000,000,000

(出所: 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償 完了報告書)

以上のとおり、資金の供与額・供与時期ともに計画どおり実施された。

(イ) 資機材供与の達成度と効率性(アウトプット)

本案件を通じて供与された医療機材とその納入先及び納入日を表 3-6 に示す。

表 3-6 調達機材一覧(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

契約業者	ロット	機材	数量	納入日	納入先		
パッケージ 1	パッケージ 1						
	1	血管撮影装置	1 ユニット	2016年10月29日			
			. — ,,	・2016年12月3日			
	2	X 線透視撮影装置	1 ユニット	2016年10月29日			
	3	救急車用除細動器	1 セット	2016年9月25日			
 丸紅プロテックス	3	ECG モニター付き除細動器	2 セット	2016年9月25日			
株式会社	3	除細動器付き救急トローリー	5 セット	2016年9月25日	PHH		
	3	心電図検査記録システム	1 セット	2016年9月28日			
	3	ビデオカメラ付き脳波計	1 ユニット	2016年9月25日			
	3	ICU ベッド(可動式)	8 ユニット	2016年9月25日			
	3	ICU ベッド(固定式)	7 ユニット	2016年9月25日			

-

¹⁰ 経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)では、残余金が供与額と利息の合計の3%以下であった場合、その金額を相手国政府の支出(E/N 締結以降に相手国政府(主にエンドユーザー)が被援助国以外の国から調達した物品あるいはサービスの費用)に充当することができる。これを「リインバースメント」と言う。

	3	骨密度測定装置	1 セット	2016年9月28日	
	4		15 セット	2016年9月28日・	
	4	整形外科用手術ベッド		2017年11月23日	
	4	一般外科用手術ベッド	3 セット	2016年9月28日	
パッケージ 2					
	1	MDL (+	1 ユニット	2018年5月8日	ジェラシュ
伊藤忠商事	1 MRI (オープンタイプ)	1 4 - 71	2010年3月0日	政府病院	
株式会社	1	MRI(オープンタイプ)	1 ユニット	2018年5月13日	マアン
	'	WIKI (A — J J J J J J)	1 4 - 71	2010 + 0 77 10 11	政府病院
	2	CT スキャナ	1 ユニット	2017 年 11 月 8 日	プリンセス・
 丸紅プロテックス		01 24 17	1 4 - 71	2017 4 11 7 0 11	バスマ病院
株式会社	3	整形外科用手動ベッド	15 ユニット	2017年9月17日	PHH
	3	整形外科用電動ベッド	2 ユニット	2017年9月17日	F11H

(出所: 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償 完了報告書)

これら調達機材は、表 3-2 に示す第 1 回・第 2 回政府間協議会での要請機材リストと概ね合致している。また、最初の機材納入は第 1 回政府間協議会の 1 年 2 か月後に開始されており、一般的な入札プロセスと比較し、タイミングの効率性の面において妥当であると判断できる。

(ウ) 資機材の使用状況(アウトプット)

本案件で調達された機材の使用状況は**表 3-7** のとおりであり、全ての機材が現在 も正常に稼働していることが確認された。

現地調査にて視察を行った PHH は、国内で 2 番目に大きい政府病院であり、他県からの患者を含め一日当たり約 3,000 人が受診する。他の対象 3 病院も含め、政府病院は民間病院に比べて安く医療サービスを提供しており、特に低中所得層及び難民の患者を多く受け入れている。医療サービスへの高い需要が続く中で、本案件で供与された機材のほとんどが現在も日常的に使用されており、視察時においてもほとんどの機材が実際に使用中であった。

表 3-7 供与機材の使用状況(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

供与機材	直近3か月の稼働状況	納入先
血管撮影装置	累計 450 件	
X 線透視撮影装置	累計 297 件	
救急車用除細動器	平均 120 件/月	
ECG モニター付き除細動器	平均 120 件/月	PHH
除細動器付救急トローリー	平均 120 件/月	
心電図検査記録システム	毎日	
ビデオカメラ付き脳波計	平均 400 件/月	

ICU ベッド(可動式)	毎日	
ICU ベッド(固定式)	毎日	
骨密度測定装置	毎日ではないが、必要に応じて使用	
整形外科用手術台	毎日	
一般外科用手術台	毎日	
整形外科用手動ベッド	毎日	
整形外科用電動ベッド	毎日	
MRI(オープンタイプ)	毎日	ジェラシュ政府病院
MRI(オープンタイプ)	毎日	マアン政府病院
CT スキャナ	毎日	プリンセス・バスマ
ロスイヤノ	毋 □	病院

(出所:質問票回答を基に評価チーム作成)

通常、無償資金協力の契約に含まれる保証期間は 1 年間であるが、本案件においては、長期的かつ持続的な機材の使用を目指す MOH からの要請に基づき、機材の性質に応じて最長 3 年の保証期間が設定された。保証期間中に機材に不具合が生じた際には、エンドユーザーである病院から現地代理店に問題が報告された後、代理店のエンジニアによって早急に修理が行われた。保証期間が終了した後も、MRI や CTスキャナ、血管撮影装置などの高度な維持・保守管理を必要とする機材については、MOHの予算によって現地代理店との保守管理契約が毎年更新されており、適切に管理が行われている。現在、MOH が保守管理契約を締結している現地代理店は表 3-8のとおり。ただし、保守管理契約には全てのスペアパーツが含まれ、その費用は年間約 10 万~20 万ヨルダンディナール(=約 2,100 万~4,200 万円)と高額であるところ、MOH の予算確保は厳しい状況にある。

表 3-8 現在の保守管理契約(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

供与機材	現地代理店	
血管撮影装置		
X 線透視撮影装置	Trading Medical Systems Jordan Est.	
整形外科用電動ベッド		
MRI(オープンタイプ)	Lama Trading Agency ¹¹	
CTスキャナ	Trading Medical Systems Jordan Est.	

(出所: 平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償 完了報告書)

以上より、本案件によって供与された医療機材は、適切な維持・保守管理により現在も正常に稼働しており、政府病院における日々の診療に問題なく使用されている。

11 Lama Trading Agency は日立グループと代理店契約を締結していたが、2021 年 3 月に富士フイルム株式会社が日立の画像診断関連事業を買収したことにより、現地代理店が New Stage に変更された。本案件で供与された 2 ユニットの MRI の保守管理は、現在 New Stage によって行われている。

(エ) 資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム)

本案件の実施以前は、多数のシリア難民の受入れなどに伴いヨルダン政府の財政負担が増大し、難民とヨルダン国民の双方に対する医療サービスの提供において、医療機材の老朽化や不足の問題が顕著となっていた。本案件を通じて供与された医療機材は、主に低中所得層や難民の患者を受け入れる政府病院に配置された。機材の納入・据付の後に実施された初期操作指導には、機材のオペレーターや医師が積極的に参加し、さらに初期操作指導の数か月後には、現地代理店が病院に対して知識確認のための追加的なトレーニングを実施するなど、主体的な取組が見られた。また、保証期間後も MOH の予算により現地代理店との保守管理契約が継続されており、供与された機材は適切な維持管理によって現在に至るまで問題なく使用されていることから、本案件による機材供与はヨルダンの公的医療サービスの改善に貢献したと言える。特に、PHH では、それまで対応できなかった心臓検査が可能になり、本案件の実施によって同病院の診療能力が高まったと考えられる。

(オ) 資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカム)

(i) 日本製医療機材の認知と日本企業の海外展開

病院で使用されている日本からの供与機材のほとんどには日本政府による支援を表す日の丸ステッカーが貼付されており、案件に関わる政府関係者のみならず、実際に機材を使用する患者に対しても支援の可視性が確保されている。

本案件では、以下のメーカーによって製造された医療機材が供与された。

- 東芝メディカルシステムズ株式会社¹²(本社:栃木県、全国に支店展開)
- 日立製作所¹³(本社:東京都、全国に支店展開)
- 日立アロカメディカル株式会社(本社:東京都、全国に支店展開)
- 日本光電工業株式会社(本社:東京都、工場:群馬県、支店:東京都·埼玉県)
- ミズホ株式会社(本社:東京都、工場:千葉県・新潟県、全国に支店展開)
- 株式会社スズケン(本社:愛知県、工場:埼玉県、全国に支店展開)
- パラマウントベッド株式会社(本社:東京都、工場:千葉県、全国に支店展開)

なお、入札図書においては、調達機材の主要部品が東京都、神奈川県、埼玉県、 千葉県を除く地方、あるいは埼玉県と千葉県のうち日本政府により「特定被災区域」 に指定されている市町村で製造されることが条件として明記されており、首都圏以外 の地方と首都圏内の東日本大震災被災地で製造される機材・製品を調達する地方産 機材ノンプロ無償のスキームが適切に反映されていることが確認された。また、本案件 で医療機材を納入したメーカーのうち、複数社について、本社や工場が地方あるいは

^{12 2018} 年に「キャノンメディカルシステムズ株式会社」に社名を変更した。

^{13 2021} 年に富士フイルム株式会社が日立製作所の画像診断関連事業を買収し、「富士フイルムへルスケア株式会社」を設立した。

首都圏内の特定被災区域に所在することが確認されたところ、本案件における機材の調達は、地域経済の活性化と被災地の復興に一定程度寄与したものと考えられる。

ヨルダンでは、日本製の医療機材の品質の高さが認識されており、国内の政府病院に備えられている機材の多くが東芝メディカルシステムズ株式会社の製品である。また、MRI などの画像診断機器については、日立製作所の製品の品質の高さが評価されている。他方、日本製の医療機材は高額であるため、ヨルダン政府が自己資金で購入することは難しく、引き続き無償資金協力の要請が寄せられている状況であることに加え、日本企業にとっても、ヨルダンは価格面の問題から市場開拓が難しい国であることが指摘されている。また、ヨルダンは不安定な中東地域の中で比較的安定を維持する国でありながらも、ビジネスの展開においては依然として政治や社会の不安定性への懸念を完全に取り除くことはできず、さらに市場規模の限定性や成長見込みの問題も相まって、本案件の実施から9年が経過した現在も、日本企業のヨルダン進出は限定的であり、継続的な需要を創出しているとは言えない。

(ii) 本案件に関する現地報道

Jordan Times (2015 年 3 月 11 日) 及び TLB News (2015 年 3 月 12 日) にて、本案件の E/N 締結に関して報道された。他方、引渡し式は実施されておらず、E/N 締結以降、本案件に関する現地報道はされなかった。調達代理業務契約の完了前に新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、MOH を始めとする保健医療関係者はその対応に集中することとなったが、供与機材は 2016 年 9 月から 2018 年 5 月の間に納入されたところ、同期間中いずれのタイミングにおいても引渡し式が実施されなかった理由については明確でなく、外交上の視点から広報面で課題があったと言える。また、本案件は、東日本大震災の被災地を含む日本の地方で製造された機材をヨルダンにおいて売り出すことが目的の一つとされているところ、引渡し式が実施されなかった点については、地方産機材ノンプロ無償におけるプロモーションの意義の観点から課題が残ると考えられる。

以上より、日本製医療機材の性能や品質の高さは認知されているものの、ヨルダン政府による自立的な機材調達や、外交上の視点に基づく広報活動、日本製機材のプロモーション、日本企業のヨルダン進出支援については一部課題が残ると言える。

イ. 実施・モニタリングプロセスの適切性

実施・モニタリングの流れについて、計画されたプロセスに比した実際の実施・モニタリングプロセスの適切性、事業の結果(インプット、アウトプット、アウトカム)に寄与したと考えられる点、改善すべきであった点を検証する。

(ア) 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性

本案件の実施・モニタリングは表 3-9 のとおり実施された。以下、日本政府の標準

的な業務フローと比較した本案件の実施・モニタリングの流れについて取りまとめた上で、その適切性に関する評価を述べる。

表 3-9 実施・モニタリング段階の業務フロー(平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償)

	調道	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本案件の業務フロー
	12-1	調達代理機関による調達業務	
		●入札手続き·業者契約	
		【パッケージ 1】	
		入札	2015年12月11日
		価格札開札	2016年2月9日
		業者契約(ロット1~4)/丸紅プロテックス	2016年2月9日
		第2回政府間協議会 (パッケージ2の調達機材選定)	2016年6月1日
		【パッケージ 2】	
		(ロット 1)	
		入札	2016年12月26日
		業者契約/伊藤忠商事	2017年4月11日
		(ロット 2)	
		入札•技術評価	2017年2月24日
宇		業者契約/丸紅プロテックス	2017年3月17日
実施・モニタリング		(ロット3)	
ŧ		入札•技術評価	2017年1月31日
タ		業者契約/丸紅プロテックス	2017年2月21日
リン		●納入	
グ		パッケージ 1	2016年9月25日
		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	~2016年10月29日
		パッケージ 2	2017年9月17日
		7,7,72	~2018年5月13日
		●初期操作指導(完了日)	
		パッケージ 1	2016年9月27日
		7,37 21	~2017年1月26日
			2017年11月19日
		パッケージ 2	~2018年5月22日
		●保証期間(満了日)	
		パッケージ 1	2018年10月4日
		//y/-//	~2020年1月26日
		第3回政府間協議会(残余金の使途の決定)	2020年6月14日
	パッケージ?		2020年11月21日
	パッケージ 2		~2021年5月26日

		●報告		
両国政府への四半期報告		両国政府への四半期報告	2015 年第二四半期 ~2021 年第二四半期	
	12-2	業者による相手国への契約履行	2021年9月10日	
		調達代理口座から業者への代金の支払い	2021年8月10日14	
	13	状況に応じ、調達品の引渡し式	未実施	
	14	調達代理機関の完了報告書・完了届	2021年9月17日	

(出所:調査結果を基に評価チーム作成)

(i) 調達機材の決定~業者契約

本案件では、第 1 回政府間協議会におけるパッケージ 1 の調達機材の決定後、入 札準備、新聞及び JICS ホームページでの公示、入札参加資格事前審査(P/Q)、質 疑応答を経て入札が実施され、技術評価と価格交渉の結果、2016 年 2 月 9 日に丸 紅プロテックス株式会社との業者契約が締結された。これら入札に関する一連の業務 は、第 1 回政府間協議会の開催から約 6 か月で完了しており、円滑に手続きが実施 されたと判断できる。

パッケージ 2 の調達機材 (MRI、CT スキャナ、整形外科用ベッドなど) については、同様に MOH 傘下の病院に機材が供与された同年度の医療機材ノンプロ無償における調達品目の確定を受け、2016 年 6 月 1 日に開催された第 2 回政府間協議会で決定された。その後、パッケージ 1 と同様のプロセスを経て入札が実施され、2017 年 2 月 21 日にロット 3、同年 3 月 17 日にロット 2 の業者契約が丸紅プロテックス株式会社との間で締結された後、同年 4 月 11 日に伊藤忠商事株式会社との間でロット 1 の業者契約が締結された。ロット 1 の入札から業者契約までに 4 か月近くかかった要因としては、入札が一者応札であったため価格交渉に時間を要したことが挙げられる。

(ii) 納入·据付·初期操作指導

パッケージ 1 の機材は、2016 年 9 月 25 日から同年 10 月 29 日にかけて PHH に納入された。医療機材は、市場の状況や部品の供給状況、機材の精密さなどの様々な要素で製造期間が決まるが、血管撮影装置のような精密機器の場合、通常半年~1 年を要する。また、日本からヨルダンへの輸送には通常 1 か月以上を要するが、本案件では、一部のアクセサリーを除きパッケージ 1 のほぼ全ての機材が業者契約から 9 か月以内に納入されており、契約後に円滑に作業が実施されたと考えられる。

多数の患者で常時混雑する PHH では、本案件で導入される機材のために新たにスペースを確保する必要があったことから、サイト準備に一定程度の時間を要したものの、据付段階において工期全体の遅延に繋がるような重大な遅れは見られなかった。また、初期操作指導は、機材の性質によって期間に多少のばらつきはあったものの、

^{14 3}年間の保証期間満了後に業者支払いが完了した。

納入後4日~3か月の間に問題なく実施された。

また、パッケージ2の機材についても、第2回政府間協議会で調達品目が決定された後、2年足らずで納入・据付・初期操作指導まで完了しており、実施プロセスに問題はなかったと判断できる。

(iii) 保証期間

本案件では、MOH の要請により、MRI や CT スキャナ、血管撮影装置などの精密機器については、保証期間が最長 3 年に定められた。保証期間には、納入後 1 年間の機材保証と、その後 2 年間の定期検査などが含まれる。保証期間中に、エンドユーザーである病院から機材の問題に関する報告があった際は、現地代理店が速やかに修理対応を行った。

(iv) 残余金

本案件では、パッケージ2の保証期間満了に先立ち、2020年6月14日の第3回 政府間協議会において残余金の使途が決定され、約2,500万円の残余金はPHHの 機材維持管理費に充当された。なお、調達代理機関は先方からの証票書類をもって 残余金を先方指定口座に振り込むこととなっているが、その使途は本案件での供与機 材に限定されず、既存の機材に対する支出も含まれるところ、残余金の使途に係る詳 細を把握する義務は有さない。

以上より、本案件の実施・モニタリングは、日本政府が想定する調達代理方式の案件の標準的業務フローに沿って実施された。

ウ. 結果の有効性確保の要因及び改善点

(ア) 結果の有効性確保に寄与した点

本案件の実施以前から、ヨルダンに対する医療機材整備の支援は実施されており、本案件の実施機関である MOH の保守管理体制や予算確保の体制が整っていたと言える。また、同年度に医療機材ノンプロ無償が実施されたことから、同一分野における支援として、ヨルダン側の実施体制に共通するものがあり、本案件においてもスムーズな対応が可能であったと考えられる。さらに、本案件において血管撮影装置や X 線透視検査装置、MRI、CT スキャナなど、継続的な維持管理や高度な保守管理を必要とする精密機材を取り扱った現地代理店は、いずれも日本の無償資金協力を含む政府案件の豊富な経験を有しており、現地関係省庁とも問題なく連携が可能であった。これらヨルダン側の確立された実施体制は、現地での実施・モニタリング段階の業務の円滑な遂行に寄与した要因の一つであると考えられる。

(イ) 結果の有効性確保のための改善点

本案件では調達機材の引渡し式が実施されておらず、その理由についても明確で

はない。引渡し式の開催は、日本の支援を可視化することによる広報効果が期待されるところ、本案件の実施段階において現地報道が一度もされなかったことは、日本の地方産機材のプロモーション及び ODA 広報の観点から改善すべき点であったと考えられる。

2. 平成 28 年度経済社会開発計画

(1) 計画の妥当性

「計画の妥当性」では、本案件により「計画」された目的、内容(金額、品種、使用計画、開発面及び外交面での援助効果)、実施運営体制と業務フローに関する妥当性を検証する。なお、「計画の妥当性」の評価には、要請から E/N 締結までの「計画」段階と、その後の両国の政府間協議会を通じた、現地ニーズに柔軟かつ機動的に応えることを意図した調達品目の確定までの「詳細計画」段階が含まれる。

表 3-10「計画の妥当性」の評価結果概要(平成 28 年度経済社会開発計画)

計画の妥当	計画の妥当性:高い		
目的の関連	関連性:極めて高い		
評価設問	① ヨルダンの開発ニーズ及び開発政策との関連性		
	② 日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性		
主な根拠	本案件は、シリアやイラクを始めとする周辺国からの国境を越えたテロの脅		
	威の拡大を受け、国家の安全保障のための国境警備強化の必要性を整理し		
	た上で実施され、ヨルダン政府の開発計画やニーズ、テロ対策を含む日本の		
	中東外交政策及び対ヨルダン開発協力政策などに整合したものであった。		
	また、シリア難民の流入に伴う ISIL 関係者などの過激派の流入も危惧され		
	る状況において、迅速な支援実施のために経済社会開発計画を活用したこと		
	は妥当であったと言える。		
計画された	事業内容の整合性:高い		
評価設問	① ヨルダン政府の治安対策分野に関する開発計画及び活動との整合性		
	② ヨルダンに対する日本の外交や治安対策分野における開発協力のための		
	計画及び活動との整合性		
主な根拠	本案件は、周辺国の情勢悪化により国内の治安対策の重要性が高まる中		
	で、ヨルダン政府のテロ対策の方針や計画に沿って実施された。		
	また、日本政府はヨルダンを中東外交の要と位置付けており、同国の安定		
	維持のための国境の治安対策強化という喫緊の課題に対応する本案件の実		
	施は、日本の対ヨルダン外交や開発協力の計画及び活動とも整合している。		
計画された	実施体制の適切性:高い		
評価設問	① 日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローとの整合性		
	② ヨルダン政府機関の治安対策分野に関する実施運営体制や能力に照らし		
	た適切性		
主な根拠	本案件では、責任機関である MOPIC が案件全体の調整を行う一方、治安		
	対策上の情報の守秘義務に基づき、詳細計画及び実施・モニタリング段階の		
	業務については、実施機関/エンドユーザーが JICS 及び契約業者と密に連		
	携をとって実施した。日本側・ヨルダン側ともに、経済社会開発計画の標準的		
	実施体制に基づき、日本政府が想定する調達代理方式の案件の標準的業務		
	フローに沿って遅延なく業務が遂行された。		

計画プロセス	計画プロセスの適切性:高い	
評価設問	① 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性	
	② 計画の妥当性確保の要因及び改善点	
主な根拠	本案件では、計画段階及び詳細計画段階において、日本政府が想定する	
	標準的な業務フローに沿って業務が遂行され、計画プロセスに遅延は見られ	
	なかった。	

ア 目的の関連性

本案件は、不安定な国や地域に囲まれているヨルダンにおいて、治安対策上重要な施設に対して治安対策機材を導入することにより、検査・監視体制を強化し、治安対策分野における能力向上を図ることをもって、ヨルダンの安定化のための支援を通じた同国の経済社会開発及び日本企業の海外展開の支援に寄与することを目的に実施された。以下、ヨルダンの治安対策分野の開発ニーズ・開発政策、及び日本の対ヨルダン外交政策・開発協力政策について取りまとめた上で、本案件の評価を述べる。

(ア) ヨルダンの開発ニーズ及び開発政策との関連性

(i) ヨルダン政府の開発計画における治安対策分野の位置付け

ヨルダン政府は、国家の 10 年間の開発目標を示す「National Agenda 2006-2015」において、憲法に基づく国家の安全保障を主要目標の一つとしている。また、2014 年に策定された「Jordan 2025 – National Vision and Strategy」では、「安全かつ安定した社会」の実現が目指され、その実現のための優先課題の一つに、治安当局によるテクノロジーの活用を含む治安対策が挙げられている。

以上より、ヨルダン政府の開発計画において治安対策分野は重点分野の一つとして位置付けられており、治安対策能力の向上に資する本案件の実施は、ヨルダン政府の開発計画に整合したものであった。

(ii) 周辺国の情勢とヨルダン国内の治安状況

本案件が要請された 2016 年には、ヨルダン国内において 11 件のテロ事件が発生し、その数は 1991 年と並んで過去最多であった。特に、同年 12 月に治安部隊や外国人観光客を含む 10 人が犠牲となったカラクでのテロ事件は、ヨルダン国内において治安対策への緊張を著しく高める出来事であった。当時、ISIL がシリア北部のラッカを拠点にシリアやイラクの領土を占領し、100 か国以上から集まった数千人の外国人テロ戦闘員を含む軍事力をもって対外作戦を継続していた。また、中東地域に広がるアルカーイダ¹⁵は、特にシリアやイエメンを活動拠点として各地で攻撃を繰り返しており、これらのテロの脅威は国境を越えてヨルダンにも広がり、同国はテロ組織の主なターゲットとなった。ヨルダンが ISIL やアルカーイダを含むテロ組織の標的となり続けている

¹⁵ 主に欧米諸国及びイスラエルに対するテロを主張するスンニ派過激組織。

理由としては、シリアやイラクなどの紛争地域に近いことや、サラフィー・ジハード主義 16を公式に拒否していることなどが挙げられる。近隣国の戦火がヨルダン国内にも波及することへの懸念から、国境警備はヨルダン政府にとって引き続き最優先課題となっている。

以上より、治安対策上特に重要とされるサイトに対する治安対策機材の供与を実施した本案件は、ヨルダンのニーズに適切に対応するものであった。

(イ) 日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性

(i) 日本の中東外交政策

日本は原油の8割以上を中東地域からの輸入に依存しており、資源・エネルギーを中心に中東諸国との関係を築いてきた。今後、経済面での幅広い分野における協力、さらには政治・安全保障、文化・人的交流といった多層的な関係の構築を目指している。2016年時点で、安倍総理大臣(当時)は6度にわたって中東地域を訪問しており、積極的な要人往来や会談を通じて、日本は同地域との関係の強化に向けて取り組んでいる。

他方、中東地域は、ISIL などの過激主義の伸張、大量の難民の発生、シリア危機、イラク情勢の悪化、中東和平など、地域の不安定化を招く様々な課題を抱えており、同地域の平和と安定を実現することは、日本を含む国際社会全体にとって極めて重要であるところ、国際社会はその解決に向けて一丸となって取り組んでいる。日本は、2015年1月の安倍総理大臣(当時)の中東政策に関するスピーチなどにおいて、「中庸が最善」の考えに基づき、過激主義を生み出さない社会の構築を支援する姿勢を示すと同時に、ISIL などによるテロ行為を断固として非難し、国際社会によるテロとの闘いへの支持を表明している。また、同年2月には、邦人殺害テロ事件を受け、岸田外務大臣(当時)が「シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けた日本外交(3本柱)」(図3-3)を発表した。さらに、2016年5月のG7伊勢志摩サミット首脳会合において、日本は「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」を発表し、「テロ対策」、「社会における(暴力的過激主義に代わる)他の意見を表明させる力と寛容の促進」、「能力構築」の3つの行動計画を掲げた。

¹⁶ 預言者ムハンマドの没後3世代(サラフ)による実践を「真のイスラーム」の模範とするスンニ派の思想(サラフィー主義)に基づくジハード主義。

テロ対策の強化

- 中東・アフリカでのテロ対処 能力向上支援(計約1,550万 ドル)
 - (国境管理、捜査·訴追能力、 法整備等)
- 国際的な法的枠組みの着実な実施・強化
- ▼ マルチ・バイの枠組みを通じたテロ対策強化
- 在外邦人の安全対策強化

中東の安定と繁栄に 向けた外交の強化

- 積極的な中東外交の展開 (ハイレベル要人往来、多様 なコミュニティーとのパイプ強 化、テロ関連情報を巡る協力 強化)
- 安倍総理が表明した総額2億 ドル程度の支援の実施及び 人道支援の拡充
- 経済成長の促進に必要な地域の経済・社会安定化支援

過激主義を生み出さない社会の構築支援

- ●「中庸が最善」の実践 (若者の失業対策、格差是正、 教育支援、ポスト紛争国にお ける平和の定着に向けた支 援)
- 人的交流の拡充(宗教指導 者の招聘等を含む)
- ASEANとの連携(穏健主義の 促進等)

図 3-3 シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けた日本外交(3 本柱)

以上より、外交上極めて重要な地域でありながら様々な不安定化の要因を内包する中東地域において、テロ対策を含む平和と安定に向けた取組を推進することは、日本及び国際社会全体にとって非常に重要であり、ヨルダンの国家安全保障のための治安対策機材を供与する本案件は、日本政府の中東外交政策と整合している。

(ii) 日本の対ヨルダン開発協力政策

2013年に国家安全保障戦略が閣議決定され、日本は国際協調主義に基づいた積極的平和主義の姿勢を明らかにしている。また、日本政府の協力方針を示した「対ヨルダン・ハシェミット王国 国別援助方針(平成 24 年 6 月)」において、援助の基本方針(大目標)として「安定の維持と産業基盤の育成」が掲げられ、重点分野(中目標)として、「(1) 自立的・持続的な経済成長の後押し」、「(2) 貧困削減・社会的格差の是正」、「(3) 平和創出に向けた地域間交流」の3分野が示されている。本案件は、交通の要衝に位置するヨルダンに対して治安対策などを支援し、中東地域内の安全なヒトとモノの移動を促進するとする「(3) 平和創出に向けた地域間交流」に位置付けられる。

以上より、テロの脅威に対応するために治安対策を強化することを目的とした本案件の実施は、日本政府の対ヨルダン開発協力政策に合致している。

(iii) 「経済社会開発計画」の活用の妥当性

本案件は、シリアを始めとする周辺国の情勢悪化を受け、テロの脅威がヨルダン国内にも広がる中で、国家の安全保障において特に重要な役割を果たす国境の治安対策を強化するものであった。特に、本案件実施当時はシリア難民の流入に伴う ISIL 関係者の流入も危惧されており、国境におけるヒトの移動に係る監視体制の強化への迅速な対応が必要であった。JICA は、「空港治安対策強化計画」を通じたクイーンアリア国際空港への大型 X 線機材の導入や、「アル・カラマ国境治安対策強化計画」(イラク国境)や「アカバ税関治安対策強化計画」における貨物検査の支援の実施など、モ

ノの移動を対象とした事業を実施しており、ヒトの移動を対象とする外務省の経済社会 開発計画との明確な役割分担がされている。

以上より、治安対策の強化が急を要する状況下において、迅速性が特徴の一つである経済社会開発計画を活用したことは妥当であったと言える。

(iv) 日本企業の海外展開

日本政府は、近年急速に増加する若年人口を活力として着実な経済発展を遂げ、市場や投資先としての存在感も高めている中東諸国との間で、EPA、FTA、投資協定、租税協定、社会保障協定など、経済・ビジネス関係の強化の基盤となる法的枠組みの構築やインフラの海外展開などに力を入れている。安倍総理大臣(当時)による中東諸国への訪問の際には、大企業から中小企業まで様々な業種・業態の企業を含む経済ミッションが同行し、各国首脳や経済界に日本の強みを積極的に売り込んだ。

以上より、本案件は日本企業の海外展開の支援に寄与することを目的の一つに掲げて実施され、日本企業が受注していることから、日本政府による日本企業の海外展開に関する政策と整合していると言える。

イ. 計画された事業内容の整合性

本案件では、表 3-11 のとおり、ヨルダン政府の実施機関/エンドユーザーに対して 治安対策機材が供与された。以下、ヨルダン政府の治安対策分野における計画及び 活動と、日本政府の対ヨルダン外交及び開発協力政策を取りまとめた上で、本案件の 「計画された事業内容の整合性」に関する評価を述べる。なお、治安対策における情 報の秘匿性の観点から、供与先、機材仕様、数量、納入サイトなどの詳細の公表は 控える。

表 3-11 計画された調達機材及び供与額(平成 28 年度経済社会開発計画)

品目	金額(円)	
治安対策機材	970,000,000	

(出所:平成 28 年度経済社会開発計画 政府間協議会議事録)

(ア) ヨルダン政府の治安対策分野に関するの開発計画や活動との整合性

2005年のアンマンでの自爆テロ事件を受け、ヨルダン政府は2006年に初のテロ対策法を採択した。2014年には法改正が行われ、シリアやイラクからの国境を越えた脅威に対応するため、テロの定義が「外国との関係を損なう、政権を弱体化させる、またはヨルダンを有害な行為にさらす」と見做される言論を含む内容へと拡大された。また、見直しの過程において、複数の政府省庁が関与して包括的なテロ対策および暴力的過激主義対策戦略を策定するための大規模なキャンペーンを開始し、「暴力的過激主義に対する予防と対抗のための国家計画2014」が策定された。

2011 年から 2016 年の間に、シリアやイラクを始めとする周辺国において ISIL などのテロ組織に参加したヨルダン人戦闘員の数は約 4,000 人に上ると言われており、それらのテロ組織が縮小した後に、戦闘員が軍事や戦闘に関する知識をヨルダンに持ち帰ることへの懸念が高まっている。かかる状況の下、治安対策はヨルダン政府にとって急務となっており、約 560kmに及ぶ陸上国境における統合的な国境警備監視・探知・阻止システムである「国境治安対策向上プログラム(Border Security Program)」が実施されている。

また、ヨルダンは、テロ対策に関する新たな多国間の枠組みとして、実務者間の経験、知見、ベスト・プラクティスの共有や、法の支配、国境管理、暴力的過激主義対策などの分野におけるキャパシティ・ビルディングの実施などのために、テロ対策の政策決定者・実務者が一堂に会して知見を共有する場を提供することを目的として 2011 年に設立された「グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)」に参加し、テロの脅威に対抗するための国際社会との協力体制を構築している。

以上より、国内の治安状況の悪化と周辺情勢に伴うテロの脅威から、ヨルダン政府は治安対策強化の重要性を計画やプログラムに反映するとともに、他国とのパートナーシップの下で積極的にテロ対策を推進しており、本案件はそのニーズや計画に整合している。

(イ) ヨルダンに対する日本の外交や治安対策分野における開発協力のための計画 及び活動との整合性

ヨルダン政府は、自らが中東地域における民主的な改革・安定化のモデルとなり、その普及に積極的な役割を担う強い意思を示している。ヨルダンは、混乱が続く地域において安定を維持しており、過激主義への対策や多数のシリア難民の受入れ、中東和平への積極的な関与など、同国が地域の平和と安定のために果たしている役割は、国際的に高く評価されている。日本は、中東和平の実現に向けた「平和と繁栄の回廊」構想に取り組んでおり、ヨルダンが中東地域の穏健派として安定を維持していくよう支援することとしている。ヨルダンと日本は伝統的に良好な関係にあり、活発な要人の往来や会談を通じて、二国間関係の更なる発展と中東地域の安定に向けた協力の進展のために連携を強化することが確認されている。

シリアやイラクなどの情勢悪化に伴い、ヨルダンを始めとする周辺国が大量の難民を受け入れている状況を受け、安倍総理大臣(当時)は2015年9月の国連総会一般討論演説において、シリア、イラク及びその周辺国の難民・国内避難民に対する約8億1,000万米ドルの支援を表明した。また、同年には、トルコやヨルダンなど、シリア難民の流入の影響を大きく受ける周辺国に対して多くの支援が実施された。2011年のシリア危機発生から2016年までに実施された日本のシリア、イラク及び周辺国への支援総額は12億米ドル以上に上る。特に、日本は地域安定の要であるヨルダンを重視し、同国の安定の維持と産業基盤の育成のために、難民やホストコミュニティへの

支援を継続的に行っている。

以上より、日本の外交において極めて重要であるヨルダンに対し、平和と安定に資する支援として実施された本案件は、日本の対ヨルダン外交及び開発協力政策に整合している。

ウ. 計画された実施体制の適切性

本案件は、以下の実施体制の下で実施された。

• 責任機関 : MOPIC

実施機関/エンドユーザー

• ドナー(日本政府)代表 : 在ヨルダン日本国大使館

以下、日本政府が想定する標準的実施体制及び業務フローと、ヨルダン政府の実施運営体制や能力を取りまとめた上で、本案件の「計画された実施体制の適切性」に関する評価を述べる。

(ア) 日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローとの整合性

平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償と同様、本案件の日本側の実施体制として、計画、立案、実施においては外務省国際協力局国別開発協力第三課が主管課となり、ヨルダン政府との交渉、要請内容の確認・検討、情報収集、実施支援、モニタリングに関しては、在ヨルダン日本国大使館が重要な役割を果たした。ヨルダン側は、支援要請や協力支援に係る日本政府への要請書の作成・提出、E/N 締結などの業務を含む無償資金協力の実施に係る責任機関をMOPIC が担当した。また、調達機材・製品の選定、分配先の決定、事業の実施と実施監理は、本案件の実施機関/エンドユーザーが担当した。さらに、調達代理機関である JICS が、ヨルダン政府との調達代理業務契約に基づき、一連の調達業務を代行した。

経済社会開発計画の実施体制及び実施プロセスは**図 3-2** のとおりであり、本案件の実施体制について不備はなかった。

調達代理方式の案件の標準的業務フローに沿った本案件の具体的な業務フロー は表 3-12 のとおり。

表 3-12 計画段階の業務フロー(平成 28 年度経済社会開発計画)

		調達代理方式の案件の標準的業務フロー	本案件の業務フロー
	1	相手国政府の要請	2016年6月13日
=1	2	在外公館での要請内容の精査	2016年6月14日
計画	3	外務省による検討・協力案作成	2016年7月25日
	4	財務当局との協議	2016年7月29日
	5	E/N(案)についての閣議請議	2016年9月2日

	6	閣議決定	2016年9月2日
	7	E/N 締結 ¹⁷	2016年10月27日
	8	相手国政府名義口座の開設(本邦銀行口座)	2016年11月28日
詳		日本政府から供与資金の一括送金	2017年1月6日
細計	9	調達代理業務契約 (E/N 署名後 3 か月以内)	2016年12月28日
画	10	第1回政府間協議会(調達機材選定)	2017年4月5日
	11	相手国口座から調達代理口座への支払い	2017年2月21日

(出所:調査結果を基に評価チーム作成)

以上より、本案件の計画段階では、日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローに沿って適切に業務が遂行された。

(イ) ヨルダン政府機関の治安対策分野に関する実施運営体制や能力に照らした適 切性

本案件では、多様なドナーからの支援の窓口となる MOPIC が、調達代理機関である JICS と連携して案件全体の調整を担当した。一方、機材の仕様や配置を含む詳細計画や実施・モニタリングは、実施機関/エンドユーザーが担当した。同機関は、本案件における供与機材の納入先となる治安対策上重要な施設において検査・監視業務を行っており、要請時点で、それらのサイトにおいて既に使用されている検査機材などが適切に管理されていることが確認されている。したがって、本案件においても、実施機関/エンドユーザーの実施能力に問題はないと考えられる。なお、治安対策の秘匿性の観点から、ヨルダン政府省庁間でも情報の交換は限定的であり、本案件の実施に係る詳細な協議や調整は、実施機関/エンドユーザー、JICS、契約業者の間で密に行われた。

以上より、本案件の計画された実施体制は、ヨルダン政府の運営体制及び実施能力に照らして適切であった。

エ. 計画プロセスの適切性

以下、本案件の計画段階における日本政府の標準的な業務フローとの比較と、「計画の妥当性」確保に寄与したと考えられる点及び改善すべきであった点を取りまとめ、本案件の「計画プロセスの適切性」に関する評価を述べる。

(ア) 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性

本案件の要請書では、シリア危機に伴う周辺情勢の悪化と安全保障への懸念を整理した上で、検査・監視体制強化のための治安対策機材の導入の要請と具体的な候補サイトが示された。その後、在ヨルダン日本国大使館での要請内容の精査の結果、

¹⁷ 注 9 参照。

本案件の対象候補サイトが治安対策上重要な施設と位置付けられ、中東和平の実現にも影響し得る課題として、ヨルダンの治安維持に向けた体制強化の重要性が確認され、本案件の実施が適切であると判断された。財務当局との協議においても本案件の意義が確認され、治安対策分野における能力向上と、ヨルダンの安定化のための支援を通じた同国の経済社会開発及び日本企業の海外展開の支援に寄与するものとして、10億円の供与の決定に至っている。

計画プロセスにおけるこれら一連の業務は、表 3-12 に示すとおり、日本政府が想定する調達代理方式の案件の標準的業務フローに沿って遂行された。

オ. 計画の妥当性確保の要因及び改善点

(ア)計画の妥当性確保に寄与した点

本案件は、未遂を含むテロ事件の発生件数の急増など、ヨルダン国内の治安が特に悪化した 2016 年において、同国政府から早期に治安対策機材の要請が挙げられた。また、要請時点で機材リストや納入サイトが明記されており、ヨルダン側のニーズが明確に整理されていたと言える。これらヨルダン側のスムーズな対応は、両国政府の政策や計画及びヨルダンのニーズに整合した支援を適切な時期に実施することに寄与したと考えられる。

また、本案件の実施以前にも JICA 事業において空港や国境施設に対して貨物や手荷物の検査装置が供与されていたが、JICA 事業ではモノの移動、外務省事業ではヒトの移動を対象とする点においてターゲットが明確に区別されており、効果的な支援計画が為されたといえる。

(イ)計画の妥当性確保のための改善点

治安対策は非常に秘匿性の高い分野であり、ヨルダン政府省庁間であっても情報の共有には制限があった。そのため、責任機関である MOPIC も、詳細の決定や実施・モニタリングについては実施機関/エンドユーザーに一任する形をとっており、案件詳細に関する情報は保持していない。保秘の観点からは情報の取り扱いにおいて適切な実施体制が採られたと判断できるが、案件全体の透明性の観点からは、関係者間での必要最低限の情報共有などの改善の余地があると考えられる。

(2) 結果の有効性

「結果の有効性」では、本案件について計画されたインプット、アウトプット、アウトカムと比べた実績(結果)と見込みの程度、インプットからアウトプットへの関係(効率性)を検証する。

表 3-13「結果の有効性」の評価結果概要(平成 28 年度経済社会開発計画)

結果の有効	性:高い	
事業の達成	度と効率性:高い	
評価設問	① 資金供与の達成度(インプット)	
	② 資機材供与の達成度と効率性(アウトプット)	
	③ 資機材の使用状況(アウトプット) ④ 資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム)	
	⑤ 資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカム)	
主な根拠	資金供与は金額・時期ともに計画どおり実施され(インプット)、資機材の供	
	与についても内容及びタイミングの面において問題は見られなかった(アウトプ	
	ット)。また、供与された機材は実施機関/エンドユーザーによって適切に維持	
	管理され、現在も問題なく使用されている(アウトプット)。	
	本案件による治安対策機材の導入は、検査・監視体制の強化と、検査時	
	間の短縮による業務効率の改善に繋がったと言える(アウトカム)。	
	また、ヨルダン政府は日本製の治安対策機材の品質の高さを認識してお	
	り、ヨルダンにおける日本企業の事業拡大も期待される(アウトカム)。	
実施・モニタ	リングプロセスの適切性:高い	
評価設問	① 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性	
	② 結果の有効性確保の要因及び改善点	
主な根拠	本案件では実施・モニタリング段階において、日本政府が想定する標準的	
	な業務フローに沿って業務が遂行された。	
	複雑なシステム開発を必要とする調達であったことから、実施機関/エンド	
	ユーザーと JICS 間での仕様に関する協議に想定を上回る時間を要し、工期	
	全体に遅れが生じたものの、納入業者契約後の手続きは遅延なくスムーズに	
	実施され、実施段階の業務全体について特段問題はなかったと判断できる。	

ア. 事業の達成度と効率性

本案件における機材供与は、表 3-11 に示す計画に基づいて実施された。以下、本 案件におけるインプット、アウトプット、アウトカムについて取りまとめた上で、「事業の 達成度と効率性」に関する評価を述べる。

(ア) 資金供与の達成度(インプット)

本案件では、2017年1月6日に日本政府からヨルダン政府の口座に資金が振り

込まれ、同年2月21日に調達代理口座に資金移動が行われた。資金の使途は下表に示すとおりであり、合計金額は10億円であった。

表 3-14 供与資金の使途(平成 28 年度経済社会開発計画)

項目	金額(円)
JICS 手数料	30,000,000
コンサルティングサービス料	0
機材費など	970,000,000
残余金 ¹⁸	11,712,200
銀行手数料	0
合計	1,000,000,000

(出所: 平成 28 年度経済社会開発計画 完了報告書)

以上のとおり、資金の供与額・供与時期ともに計画どおり実施された。

(イ) 資機材供与の達成度と効率性(アウトプット)

本案件を通じて供与された治安対策機材とその納入先及び納入日を表 3-15 に示す。

表 3-15 調達機材一覧(平成 28 年度経済社会開発計画)

機材	数量	納入日	納入先
治安対策機材	1 ロット	2019年9月25日	3 サイト

(出所: 平成 28 年度経済社会開発計画 完了報告書)

これら調達機材は、表 3-11 に示した第 1 回政府間協議会での要請機材リストと合致している。また、機材は政府間協議会の 2 年 6 か月後に納入されており、一般的な入札プロセス及び治安対策機材の特殊性を考慮すると、タイミングの効率性の面において問題はなかったと判断できる。

(ウ) 資機材の使用状況(アウトプット)

本案件で調達された機材の使用状況は**表 3-16** のとおりであり、全ての機材が現在 も正常に稼働していることが確認された。

表 3-16 供与機材の使用状況(平成 28 年度経済社会開発計画)

供与機材	稼働状況	納入先
治安対策機材	問題なく稼働している	サイトA
治安対策機材	問題なく稼働している	サイト B
治安対策機材	問題なく稼働している	サイト C

(出所:質問票回答を基に評価チーム作成)

42

¹⁸ 使途については、イ.(ア)(iv) 残余金 参照。

現地調査にて視察を行った納入サイトでは、供与された機材が適切に設置され、同機材を活用した検査・監視が行われている。サイトには、本案件で導入された治安対策機材の他にも検査・監視システムが設置されており、それら機材と合わせて検査・監視体制が構築されている。供与機材にはいずれも日本政府による支援を表す日の丸ステッカーが貼付されていることが確認できた。

本案件の契約には 1 年間の保証期間が含まれており、その期間中は契約業者及び現地代理店のサポートにより問題なく保守管理が行われた。保証期間を過ぎると、年間に機材費の 10~15%の維持・保守管理費用が発生するところ、高額であるために現在保守管理契約は締結されておらず、ハード面の機材の維持・保守管理は実施機関/エンドユーザーの技術チームが対応している。なお、供与機材の品質の高さから、納入後現在に至るまで大きな機材トラブルは発生していない。

以上より、本案件によって供与された治安対策機材は、実施機関/エンドユーザーによって適切に維持・保守管理され、現在も正常に稼働している。

(エ) 資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム)

本案件による治安対策機材の導入以前は、検査・監視は目視確認などのマニュアルによって行われていたために時間を要していたが、本案件を通じた治安対策機材の導入により、監視体制が強化されるとともに、検査時間の短縮により担当官の業務効率が改善された。

将来的には、現在導入されている治安対策機材を統合することにより、より高精度な検査・監視が可能になると考えられる。また、本案件をフェーズ 1 と位置付け、その後二度の無償資金協力(経済社会開発計画)を通じて治安対策機材がより多くのサイトに導入されている。

(オ) 資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカム)

本案件については、治安対策の秘匿性の観点に基づくヨルダン政府の要望により、 E/N 締結を含むいかなる情報も現地にて報道されなかったものの、本案件の契約業 者の治安対策機材は、高品質な製品としてヨルダンを始め中東諸国で広く認知されて いる。他方、その価格面については、他国の製品や現地調達品と比較すると競争性 が低いことが指摘されている。

ヨルダン政府は、国境設備の一貫性を確保するため、日本の ODA 事業を通じて本案件と同様の機材の導入を他の国境検問所にも拡大しており、ヨルダンの国境治安対策における日本のプレゼンスの高さに繋がっていると言える。さらに、本案件の契約業者には、本案件の終了後も他分野での問い合わせが寄せられており、本案件が日本企業の進出の一要因となったと考えられる。

以上より、日本製の治安対策機材の品質の高さはヨルダンにおいて十分に認知さ

れており、同国の治安対策において日本の支援が果たす役割は大きいと言える。また、 本案件をきっかけとする日本企業のヨルダンでの事業拡大も期待されている。

イ. 実施・モニタリングプロセスの適切性

実施・モニタリングの流れについて、計画されたプロセスに比した実際の実施・モニタリングプロセスの適切性、事業の結果(インプット、アウトプット、アウトカム)に寄与したと考えられる点、改善すべきであった点を検証する。

(ア) 日本政府の標準的な業務フローに比した適切性

本案件の実施・モニタリングは、表 3-17 のとおり実施された。以下、日本政府の標準的な業務フローと比較した本案件の実施・モニタリングの流れについて取りまとめた上で、その適切性に関する評価を述べる。

表 3-17 実施・モニタリング段階の業務フロー(平成 28 年度経済社会開発計画)

	調達代理方式の案件の標準的業務フロー 本案件の業務フロー			
	12-1	調達代理機関による調達業務		
		●入札手続き・業者契約		
		入札参加資格事前審査(P/Q)	2017 年 6 月	
		P/Q 通過業者による現地調査	2017年 10月	
		プロポーザル提出	2017年12月15日	
		技術評価	2017年12月15日	
		価格札開札 ¹⁹	2017年12月15日	
実施		R/D 策定業者契約(システム開発)	2018年3月9日	
実施・モニタリング		業者契約(システム・機材納入)	2018年6月29日	
三夕		●納入		
Ú		3 サイト	2019年9月25日	
グ		●初期操作指導(完了日)		
		3 サイト	2019年10月7日	
		●保証期間(満了日)		
		3 サイト	2020年9月24日	
		●報告		
		両国政府への四半期報告	2017 年第一四半期	
			~2021年第一四半期	
	12-2	業者による相手国への契約履行	2021年6月25日20	

¹⁹ 価格もプロポーザルの評価に含まれており、技術点と合わせて総合的に評価されたが、価格の確定は契約時に行われ、さらにデザイン完成後に価格の見直しがあった。

44

²⁰ 補正案件への残余金の充当が完了した時点を指す。

		調達代理口座から業者への代金の支払い	
	13	状況に応じ、調達品の引渡し式	未実施
	14	調達代理機関の完了報告書・完了届	2021年7月7日

(出所:調査結果を基に評価チーム作成)

(i) 調達機材の決定~業者契約

本案件では、調達代理契約締結から3か月余りで開催された政府間協議会において調達機材が決定された後、入札準備、公示、P/Q、現地調査、質疑応答を経て入札が実施された。入札はプロポーザル方式が採られたため、対面での入札会は実施されず、技術と価格を含む総合評価の結果、2018年3月9日にシステム開発のための要件定義(R/D)策定業者契約が締結された。プロポーザル提出から契約までに要した期間は約3か月であり、実施機関/エンドユーザーとの協議を含め、調達代理機関の業務が円滑に行われたと判断できる。この時点で政府間協議会からは8か月余りが経過しているが、P/Q通過業者による現地調査を含め、複雑なシステム開発についての実施機関/エンドユーザーとの協議に想定以上の時間を要したことが要因であると考えられる。

本案件はシステムの調達を対象とするところ、そのプロセスはシステム開発と納入の二段階に分かれている。そのため、R/D 策定業者が実施機関/エンドユーザーの要求仕様を満たすシステムを構築した後、システム及び機材の納入に関する業者契約が別途締結された。なお、本案件のシステム・機材納入業者契約は、R/D 策定業者との特命随意契約である。

(ii) 納入·据付·初期操作指導

3 サイトに対する治安対策機材の納入は、2019 年 9 月 25 日までに完了された。通 関、輸送、納入、据付において遅延の原因となるような問題は確認されておらず、初期 操作指導も納入後 2 週間以内に行われた。本治安対策機材は、特別な仕様に対応し たテーラーメイドであり、製造から納入、据付、動作確認、初期操作指導には一定程 度の時間を要するものであるが、本案件では納入業者契約から約 15 か月で引渡しが 完了されており、契約後の作業が円滑に実施されたと言える。

(iii) 保証期間

本案件では、無償資金協力の標準的な業務フローに沿って、1 年間の保証期間が設定され、その期間中に問題が発生した場合には、契約業者が現地代理店と連携しスムーズに対応した。なお、保証期間のうちにシステムの停止などに繋がる大きな問題は発生していない。ただし、契約業者からは、保証期間満了後の継続的な保守管理契約についての持ち掛けがあったものの、予算の問題もあり、実施機関/エンドユーザーとの間で締結には至らなかった。

(iv) 残余金

本案件で発生した約 1,170 万円の残余金は、同年度の補正案件において他の 3 サイトへの治安対策機材の導入に充当された。実施機関/エンドユーザーは、国境検問所への治安対策機材の整備を 3 つのフェーズに分けて段階的に進めており、本案件はフェーズ 1 に、補正案件はフェーズ 2 に当たる。フェーズ 2 では、本案件の残余金が充当された 3 か所を含め、合計 6 か所の国境検問所が対象とされた。

なお、政府間協議会議事録では、残余金が発生した場合にはその使途を政府間協議会で決定する旨が明記されているが、実際は JICS の出張時における実施機関/エンドユーザーとの協議や、メールや電話を含む事務連絡を基に両政府間で合意されたものと考えられ、決定までの経緯を示した文書は確認できなかった。残余金の使途については、政府間協議会で当初想定された内容と合致しており、適切に充当されたと判断できるが、協議プロセスは記録文書として保存されることが望ましい。

以上より、本案件の実施・モニタリングは、計画されたスケジュールと比較すると遅れが見られたものの、日本政府が想定する調達代理方式の案件の標準的業務フローに沿って適切に実施された。

ウ. 結果の有効性確保の要因及び改善点

(ア) 結果の有効性確保に寄与した点

本案件では、要請書にリストアップされた納入先候補サイトのうち、3サイトに優先的に機材が納入された。実施機関/エンドユーザーは、国境検問所における統一された機材整備を望んでおり、本案件をフェーズ 1と位置付けた上で、3つのフェーズに分けた段階的な機材整備を計画した。同計画は、本案件で納入された治安対策機材の効果の拡大に寄与する他、日本製の治安対策機材への継続的な需要の創出にも繋がったと考えられる。

(イ) 結果の有効性確保のための改善点

本案件の業者契約に含まれる保証期間の満了後は、予算の都合により、実施機関 /エンドユーザーと契約業者の間で保守管理契約が更新されなかった。機材そのもの に関するハード面のトラブルには実施機関/エンドユーザーの技術チームが対応可能 である一方、ソフト面の問題に対応するためには契約業者とのサポート契約の必要性 が認識されている。本案件の実施後も引き続き国境検問所における治安対策機材の 整備が進められる中で、ソフト面を含む高額な維持・保守管理費をどのように確保する かが今後の課題となる。

第4章 提言

1. 在外公館に対する提言

(1) 引渡し式の開催と効果的な広報

平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償では、E/N 締結に関する記事が英語とアラビア語の両言語で現地メディアに掲載されたが、調達機材の引渡し式は実施されず、実施段階においては本案件に関する現地報道が一度も為されなかった。JICS の契約履行までに新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が始まり、MOH を始めヨルダン側の実施機関にも影響が見られたが、機材納入は 2018 年に完了していることから、引渡し式の実施は可能であったと考えられる。本案件のように、調達が複数回に分けて行われ、それぞれの完了時期と納入先が異なる場合、パッケージごとに引渡し式を実施することも考えられる。

経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)では、日本製機材のプロモーションや日本企業の海外展開も目的に含まれるところ、日本の支援に関する効果的な広報を行うことが重要である。引渡し式の実施は、相手国に対する日本の支援の可視化に有効であり、広報効果の発現を高めるために、広報に資するイベントの開催を政府間協議会の協議事項に加えるなど、確実な実施に向けた改善が望ましいと考えられる。

2. 在外公館及び外務本省に対する提言

(1) 文書記録の保存

本評価対象案件のうち、平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償では、要請時点から E/N 締結までに対象分野の変更を伴う支援内容の大幅な変更があったにもかかわらず、在ヨルダン日本国大使館及び外務省本省のいずれにおいても、変更経緯や合意についての証拠となる記録文書が保存されていなかった。通常、E/N 締結以前には政府間の公式な協議体がないため、公文書としての記録は必要とされておらず、電話やメールなどのやり取りを基に合意形成が為されたとのことである。また、相手国政府などとの日常的な意見交換の記録については、一定期間を過ぎると破棄されることとなっており、数年後に実施される評価時点まで保存することは原則として求められていない。しかし、効果的な第三者評価を実施するためにも、特に重大な決定や変更事項については、合意内容に加え、その経緯についても可能な限り文書として記録するとともに、文書の保存期間についても見直されることが望ましい。

また、案件の実施を通じて得られた成功点や改善点、反省点などについても記録としては残されておらず、実施から数年が経過した後にそれらの情報の追跡は困難であるとのことであったが、ODA は PDCA サイクルに基づいて実施されるところ、実施者が案件を通じて得た経験や教訓を記録として残し、後の案件実施に繋げることが重要である。調達代理機関からの完了報告の後に実施主体である外務本省が総括的な評

価を行わない限り、案件実施に係る経験や教訓が残らず、第三者評価を実施しなければ PDCA サイクルが回せない状況になりかねない。そのため、各案件の実施・モニタリングプロセスに外務本省の担当課による評価を加えることが望ましいと考えられる。

3. 外務本省に対する提言

(1) 維持・保守管理費の支援

本評価対象案件のうち、平成 26 年度地方産機材ノンプロ無償では、業者契約に含まれる保証期間が満了した後も、一部の精密機器については MOH の予算により現地代理店との保守管理契約が更新されている。ただし、スペアパーツを含む維持・保守管理費用は高額であり、必要な予算確保は容易ではない。また、平成 28 年度経済社会開発計画については、特にソフト面の維持・保守管理において業者によるサポートが必要であると認識されていながらも、予算の問題により実施機関/エンドユーザーと契約業者の間で契約締結には至っていない。

日本政府による支援は、相手国のオーナーシップや自助努力を促す側面を有するものの、本評価対象案件のように相手国の財政負担の軽減を目的とする案件の場合、一定程度の期間については、維持・保守管理費用を無償資金協力の予算に含めることも検討の余地があると言える。経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)は、緊急性の高い状況において迅速性を重視して実施される側面がある一方で、そのような状況だからこそ、実施機関やエンドユーザーの継続的な維持・保守管理能力を懸念し、何年分かの維持・保守管理費を含めて予算を確保することも必要なのではないかと考えられる。実際、平成26年度地方産機材ノンプロ無償では、MOHからの要請により一部の医療機材の保証期間が3年間に設定されたとのことであり、このように機材仕様や現地のニーズに即した柔軟な対応が望ましい。

(2) 調達手続実施要領(ガイドライン)の見直し

経済社会開発計画による調達は、「ノン・プロジェクト無償資金協力に係る調達手続実施要領」(平成 17 年 9 月)に従って実施されるが、同ガイドラインが策定されてから既に 20 年近くが経過し、名称の変更などがあることから、ガイドラインを改訂の上、改めて関係者に周知する時期にあると考えられる。

以上